

平成 29 年度

水 防 計 画 書 (案)

八 戸 市

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
第4節 水防計画の作成及び変更	5
1. 水防計画の作成及び変更	5
2. 水防協議会の設置	6
第5節 津波における留意事項	6
第6節 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
第1節 市の水防組織	7
第3章 重要水防箇所	15
第4章 予報及び警報	20
第1節 気象台が行う予報及び警報	20
1. 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報	20
2. 気象及び警報等の伝達経路及び手段	21
第2節 洪水予報河川における洪水予報	22
1. 国土交通省と青森地方気象台が共同で行う洪水予報	23
2. 県と青森地方気象台が共同で行う洪水予報	27
第3節 水位周知河川における水位到達情報	31
1. 水位周知河川の指定と氾濫危険水位の設定	31
2. 国土交通省が行う水位到達情報の通知	31
3. 県が行う水位到達情報の通知	32
第4節 水防警報	38
1. 安全確保の原則	38
2. 国土交通省が行う水防警報	38
3. 県が行う水防警報	42
4. 津波に関する水防警報	47
第5章 水位等の観測、通報及び公表	50
第1節 水位の観測、通報及び公表	50
1. 水位観測所	50
2. 潮位観測所	50
3. 水位の通報	50
4. 水位の公表	50
第2節 雨量の観測及び通報	57
1. 雨量観測所	57
2. 雨量の通報	57
第6章 気象予報等の情報収集	63
第7章 ダム・水門等の操作	64
第1節 ダム・水門等	64

1. 河川区間のダム・水門（洪水）	64
2. 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）	64
第2節 操作の連絡	64
第3節 連絡系統	64
第8章 通信連絡	66
第1節 災害時優先通信の取扱い	66
1. 通信連絡手段	66
2. 連絡方法	66
3. 通信連絡	66
第9章 水防施設及び輸送	72
第1節 水防倉庫及び水防資器材	72
1. 水防倉庫の資器材備蓄状況	72
第2節 輸送の確保	76
第10章 水防活動	79
第1節 水防配備	79
1. 市の非常配備	79
2. 消防団（水防団）の非常配備	80
第2節 巡視及び警戒	80
1. 平常時	80
2. 出水時	81
第3節 水防作業	81
第4節 警戒区域の指定	84
第5節 避難のための立退き	84
第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	84
1. 決壊・漏水等の通報	84
2. 決壊等後の措置	84
第7節 水防配備の解除	84
1. 市の非常配備の解除	84
2. 消防団（水防団）の非常配備の解除	84
第11章 水防信号、水防標識	85
第1節 水防信号	85
第2節 水防標識	85
第12章 協力及び応援	86
第1節 河川管理者の協力	86
第2節 下水道管理者の協力	87
第3節 水防管理団体相互の応援及び相互協定	87
第4節 警察官の援助要求	87
第5節 自衛隊の派遣要請	87
第6節 国及び県との連携	87
1. 水防連絡会	87
2. ホットライン	87
第7節 企業との連携	88

第8節 住民、自主防災組織等との連携	88
第13章 費用負担と公用負担	89
第1節 費用負担	89
第2節 公用負担	89
1. 公用負担	89
2. 公用負担権限委任証	89
3. 公用負担命令書	90
4. 損失補償	90
第14章 水防報告等	91
第1節 水防記録	91
第2節 水防報告	91
第15章 水防訓練	94
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	94
第1節 洪水対応	94
1. 洪水浸水想定区域の指定	94
2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	95
3. 洪水ハザードマップ	95
4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	96
5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	96
6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	97
第2節 津波対応	97
1. 津波災害警戒区域の指定	97
2. 地域防災計画の拡充	97
3. 防災マップ等の作成・周知	98
4. 八戸市津波避難計画	98
第17章 水防協力団体	99
第1節 水防協力団体の指定	99
第2節 水防協力団体の業務	99
第3節 水防協力団体の水防団等との連携	99
第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用	99

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、青森県知事から指定された指定水防管理団体である八戸市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、八戸市にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発表する目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 高潮氾濫危険水位

法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(21) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(25) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(26) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(27) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第14条の3）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 国土交通省の責任

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ウ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- エ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- カ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- キ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ク 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ケ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- コ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- エ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ク 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- コ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- サ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第3項）
- シ 水防信号の指定（法第20条）
- ス 避難のための立退きの指示（法第29条）
- セ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ソ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- タ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- チ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(3) 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）

- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ケ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- コ 警戒区域の設定（法第21条）
- サ 警察官の援助の要求（法第22条）
- シ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ス 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- セ 公用負担（法第28条）
- ソ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- タ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- チ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ツ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- テ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ト 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ナ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ニ 消防事務との調整（法第50条）

(4) 気象庁の責任

- ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(5) 居住者等の義務

- ア 水防への従事（法第24条）
- イ 水防通信への協力（法第27条）

(6) 水防協力団体の義務

- ア 決壊の通報（法第25条）
- イ 決壊後の処置（法第26条）
- ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- エ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- オ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1. 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、青森県知事に届け出る。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表する。

2. 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置く。
水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定める。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団（水防団）員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、消防団（水防団）員自身の安全は確保しなければならない。

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある消防団（水防団）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市庁に地域防災計画に基づく災害対策本部等を設置し、次の組織で事務を処理する。

(1) 災害対策本部 (平成29年1月現在)

ア 組織構成図



○災害対策本部及び災害警戒本部は本部員で対応する。

○災害連絡本部は市民防災部で対応する。

(地域防災計画【風水害編】P.17)

イ 八戸市災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
防災対策部 (本部事務局)	市民防災部長 (次長)	対策推進班	防災危機管理課長 (防災危機管理GL)	1 災害対策本部の運営及び統括に関する事 2 被害状況の把握及び報告に関する事 3 地震・津波情報等の総括に関する事 4 八戸市防災行政無線等による気象警報等の伝達に関する事 5 避難勧告及び避難指示の発令及び伝達に関する事 6 防災会議に関する事 7 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 8 知事への防災ヘリコプター応援要請に関する事 9 自衛隊との連絡調整に関する事 10 災害救助法関係の総括に関する事 11 災害情報の総括に関する事 12 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事 13 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関する事(給水等を除く) 14 知事への応援要請に関する事(給水を除く) 15 市民相談所に関する事	防災危機管理課職員 暮らし交通安全課職員
		防災庶務班	暮らし交通安全課長 (防犯交通安全GL)		
		避難所班	市民課長 (国保年金課長)	1 避難所の開設・運営に関する事 2 炊き出しその他食品の供給に関する事 3 避難者の把握(立退先等)に関する事 4 埋火葬の証明に関する事 5 避難所収容者名簿の作成に関する事 6 市民サービスセンターの被害調査に関する事 7 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関する事(対策推進班及び調査班) 8 管内関係団体との連絡に関する事	市民課職員 国保年金課職員 介護保険課職員 高等看護学院職員 市民サービスセンター職員 まちづくり文化推進室職員 スポーツ振興課職員 八戸ポータルミュージアム職員 農業経営振興センター職員 観光課職員 出納室職員 屋内スケート場建設推進室職員 監査委員事務局職員
総合政策部	総合政策部長 (次長)	調整広報班	広報統計課長 (政策推進課長)	1 災害関係の陳情に関する事 2 通信(電話・郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関する事 3 災害の取材(写真を含む)に関する事 4 災害の広報(マスコミ対応含む)に関する事 5 広聴活動に関する事 6 ボランティアに関する事 7 諸団体(自主防災組織・市民団体・町内会等)への協力要請及びその動員に関する事 8 在住外国人支援団体等との連絡及び調整に関する事	政策推進課職員 市民連携推進課職員 広報統計課職員
		南郷班	南郷事務所長 (副所長)	1 本庁各部、関係機関との連携に関する事 2 事務所各グループの統括及び連絡調整に関する事 3 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事	南郷事務所職員
文化観光部	まちづくり文化スポーツ観光部長	文化班	まちづくり文化推進室長 (まちづくり支援GL)	1 文化観光部内の連絡調整に関する事 2 文化施設の被害調査及び応急対策に関する事	まちづくり文化推進室職員 美術館職員 新美術館建設推進室職員
		観光物産班	観光課長 (誘客宣伝GL)	1 観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事 2 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関する事 3 避難所班の応援に関する事(まちづくり文化推進室、スポーツ振興課、八戸ポータルミュージアム担当避難所)	観光課職員 美術館職員 新美術館建設推進室職員 八戸ポータルミュージアム職員
		体育班	スポーツ振興課長 (スポーツ振興GL)	1 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事	スポーツ振興課職員

第2章 水防組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
総務部	総務部長 (次長)	総務班	総務課長 (総務選挙 GL)	1 市議会との連絡に関する事。 2 国、県等からの視察者及び見舞者の応接に関する事。(防災危機管理課職員) 3 被災地の視察に関する事。 4 庁内情報通信ネットワークに関する事。	総務課職員 情報システム課職員
		秘書班	秘書課長 (秘書 GL)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	秘書課職員
		管財班	行政管理課長 (庁舎管理 GL)	1 市議会との連絡に関する事。 2 市庁舎及び所管施設の被害調査に関する事。 3 有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事。 4 車両等の確保及び配車に関する事。 5 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。	行政管理課職員
		動員班	人事課長 (人事研修 GL)	1 庁内職員等避難者の整理誘導に関する事。 2 職員の非常招集及び配置に関する事。 3 応援職員の要請及び連絡調整に関する事。 4 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関する事。	人事課職員 行政管理課職員
調査財政部	財政部長 (次長)	財政班	財政課長 (一般会計 GL)	1 調査財政部内の連絡調整に関する事。 2 災害応急対策関係予算の措置に関する事。	財政課職員
		調達班	契約検査課長 (物品調達 GL)	1 食料品及び燃料等の調達に関する事。 2 災害対策用物品、資機器材の調達に関する事。 3 応急復旧工事の請負契約に関する事。	契約検査課職員
		調査班	住民税課長 (資産税課長)	1 市民サービスセンター及び市民等からの被害情報の収集に関する事。 2 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事。 3 被災者名簿の作成に関する事。 4 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事。 5 災害に伴う市税の減免措置に関する事。	住民税課職員 資産税課職員 収納課職員 建築指導課職員 (建築技術職員) 財政課職員
商工労働部	商工労働部長 (次長)	商工班	商工課長 (産業労政課長)	1 商工労働部内の連絡調整に関する事。 2 商工業の被害調査並びに応急対策に関する事。 3 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事。 4 船舶(貨物船・フェリー)の被害調査に関する事	商工課職員 産業労政課職員
農林水産部	農林水産部長 (次長)	農林班	農政課長 (農林畜産課長)	1 農林水産部内の連絡調整に関する事。 2 農林業関係被害調査及び応急対策に関する事。 3 主要食糧の確保及び応急供給に関する事。 4 災害用備蓄食料の搬入に関する事。 5 生鮮食料品等の確保に関する事。 6 農林業関係被災者への融資のあっせんに関する事。 7 農林業関係の被害証明に関する事。 8 農業経営振興センター施設の被害調査並びに応急対策に関する事。	農政課職員 農林畜産課職員 農業経営振興センター職員
		中央卸売市場班	中央卸売市場長 (業務 GL)	1 中央卸売市場施設の被害調査並びに応急対策に関する事。	中央卸売市場職員
		水産班	水産事務所長 (副所長)	1 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 船舶関係(漁船)の被害調査及び応急対策に関する事。 3 生鮮食料品等の確保に関する事。 4 水産業関係被災者への融資のあっせんに関する事。 5 水産業関係の被害証明に関する事。 6 漁港の被害調査及び応急対策に関する事。	水産事務所職員
福祉部	福祉部長 (次長)	福祉班	福祉政策課長 (生活福祉課長)	1 福祉部内の連絡調整に関する事。 2 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。 4 救援金及び救援物品の受領及び保管(救援金の保管除く)並びに配分に関する事。	福祉政策課職員 生活福祉課職員 こども未来課職員 子育て支援課職員 高齢福祉課職員 障がい福祉課職員

第2章 水防組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
福祉部	福祉部長 (次長)			5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付に関する事。 6 救援金の配分計画及び配分に関する事。 7 死体の埋火葬に関する事。 8 災害時要援護者の安全確保対策に関する事。 9 被災者の生活再建までの長期的な支援の総括に関する事。 10 他市町村からの避難者の支援に関する事。	
健康部	健康部長 (次長)	保健衛生班	保健所長 (副所長)	1 健康部内の連絡調整に関する事。 2 医療機関及び介護保険事業所等施設の被害調査に関する事。 3 医療、助産及び保健に関する事。 4 避難所等における衛生指導及び衛生保持に関する事。 5 防疫に関する事。 6 死体の処理(埋葬を除く)に関する事。 7 負傷者の把握に関する事。 8 医療救護班の編成に関する事。 9 医療救援隊との連絡調整に関する事。 10 毒物及び劇物による被害の防止に関する事。 11 愛護動物の保護・管理に関する事。	保健総務課職員 健康づくり推進課職員 保健予防課職員 衛生課職員 介護保険課職員 総合保健センター推進室職員 高等看護学院職員
環境部	環境部長 (次長)	環境班	環境政策課長 (環境保全課長)	1 環境部内の連絡調整に関する事。 2 環境汚染の防止に関する事。 3 し尿の汲み取り料金の支給に関する事。	環境政策課職員 環境保全課職員 八戸環境クリーンセンター職員
		清掃班	清掃事務所長 (管理 GL)	1 清掃施設の被害調査に関する事。 2 廃棄物処理に関する事。 3 清掃に関する事。	清掃事務所職員 八戸清掃工場職員 八戸リサイクルプラザ職員
		下水道班	下水道業務課長 (下水道建設課長)	1 下水道施設(公共下水道・農業集落排水)被害調査及び応急対策に関する事。	下水道業務課職員 下水道建設課職員 下水道施設課職員
建設部	建設部長 (次長)	土木第一班	港湾河川課長 (管理 GL)	1 建設部内の連絡調整に関する事。 2 道路、橋梁、港湾等(フェリーリーターミナル含む)の被害調査及び応急対策に関する事。 3 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事。 4 水防に関する事。 5 障害物の除去に関する事。	港湾河川課職員 道路維持課職員 道路建設課職員 区画整理課職員 駅西區画整理事業所職員
		土木第二班	道路維持課長 (道路建設課長)		
		建築住宅班	建築住宅課長 (建築第一 GL)	1 公共建築物の応急危険度判定及び応急処理に関する事。 2 指定避難施設の安全確認に関する事。 3 応急仮設住宅の設置に関する事。 4 市営住宅の被害調査に関する事。 5 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事。 6 応急仮設住宅の入居者の選定及び入居に関する事。 7 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関する事。 8 住宅の応急修理の発注に関する事。	建築住宅課職員
都市整備部	都市整備部長 (次長)	都市計画班	都市政策課長 (都市計画 GL)	1 都市整備部内の連絡調整に関する事。 2 管理施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 旅客運送(鉄道・バス・船舶)関係の被害調査に関する事。 4 公共交通の維持・確保に関する事。(交通部との連携に関する事・旅客運送の運行状況の広報に関する事)	都市政策課職員
		区画整理班	区画整理課長 (区画整理 GL)	1 施行中の土地区画整理事業に関する被害調査及び応急対策に関する事。	区画整理課職員 駅西區画整理事業所職員
		公園緑地班	公園緑地課長 (管理緑化 GL)	1 公園施設の被害調査並びに応急対策に関する事。	公園緑地課職員
		建築指導班	建築指導課長 (開発指導 GL)	1 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資のあっせんに関する事。 2 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関する事。 3 建物及び工作物の被害状況の技術的事項に関する事。 4 住宅の応急修理に必要な調査に関する事。	建築指導課職員

第2章 水防組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
出納部	会計管理者 (次長)	出納班	出納室次長 (出納GL)	1 救援金の保管に関する事。 2 災害関係経費の経理に関する事。	出納室職員
医療部	市民病院事業管理者 (事務局長)	医療管理班	管理課長 (物流施設課長)	1 医療部内の庶務及び連絡調整に関する事。 2 市長部局との連絡調整に関する事。 3 市民病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 職員の非常招集及び配置に関する事。 5 収容患者の給食の確保に関する事。	管理課職員 物流施設課職員 医事課職員
		医療班	副院長	1 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関する事。 3 患者の避難誘導に関する事。 4 保健衛生班への応援に関する事。	診療局職員 救命救急センター職員 周産期センター職員 化学療法センター職員 薬局職員 看護局職員 臨床研修センター職員 医療連携室職員 医療安全管理室職員
交通部	交通部長 (次長)	運輸班	運輸管理課長 (管理GL)	1 交通部内の庶務及び連絡調整に関する事。 2 交通部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 バス緊急輸送の確保に関する事。 5 バス運行路線の確保に関する事。 6 バス運行の広報に関する事。 7 緊急輸送車両の整備に関する事。 8 資機材及び燃料の確保に関する事。	運輸管理課職員
文教部	教育長 (教育部長)	文教庶務班	教育総務課長 (総務企画GL)	1 文教部内の庶務及び連絡調整に関する事。 2 市立学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 文教関係の被害記録に関する事。	教育総務課職員
		学校教育班	学校教育課長 (教育指導課長)	1 被災児童生徒等(幼児含む。以下同じ)の調査に関する事。 2 応急の教育に関する事。 3 学用品の調達、給与に関する事。 4 児童生徒等の保健及び環境衛生に関する事。 5 国立、公立、私立学校施設の被害調査に関する事。 6 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。 7 学校給食の確保に関する事。	学校教育課職員 教育指導課職員 総合教育センター職員、こども支援センター職員
		社会教育班	社会教育課長 (社会教育GL)	1 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関する事。	社会教育課職員 是川縄文館職員 図書館職員 博物館職員
(備考)					
<p>1 部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が事故又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。</p> <p>2 なお次長を2人以上置く部にあつては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。</p> <p>3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が事故又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。</p> <p>4 各班の班長は、所属する要員を統括し、災害対策本部の事務にあたるものとする。</p> <p>5 職員単位の動員については動員班(人事課)が行うものとする。</p> <p>6 専門技術を要する班に対しては、該当する職員の動員を行うものとする。</p> <p>7 各班における分担事務が縮小・終了した場合でも、職務に影響のない範囲で他班に動員されるものとする。</p>					

(地域防災計画【風水害編】P.18～P.21)

ウ 八戸地域広域市町村圏事務組合災害対策本部班別業務分担

(7) 事務局

機関名	総括	班名	班長	分担事務	要員
市町村圏事務組合 八戸地域広域市町村圏事務組合	(次長) 八戸地域広域市町村圏事務組合事務局長	総務班	総務課長 (総務GL)	1 事務局内の連絡調整に関する事。	総務課職員
		清掃第一班	八戸環境クリーンセンター所長	1 清掃施設の被害調査に関する事。 2 廃棄物の処理に関する事。	八戸環境クリーンセンター職員
		清掃第二班	八戸清掃工場工場長	1 清掃施設の被害調査に関する事。 2 廃棄物の処理に関する事。	八戸清掃工場職員
		清掃第三班	八戸リサイクルプラザ所長	1 廃棄物処理施設の被害調査に関する事。 2 廃棄物の処理に関する事。	八戸リサイクルプラザ職員
(備考)					
1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が事故又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。					
2 なお次長を2人置く部にあつては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。					

(地域防災計画【風水害編】P.22)

(イ) 消防本部

機関名	総括	班名	班長	分担事務	要員
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長 (次長)	総務班	総務課長	1 市災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 職員及び団員の非常召集及び配置に関する事。 4 関係機関への連絡及び消防に関する応援要請に関する事。 5 緊急消防援助隊に関する事。	総務課職員
		警防班	警防課長	1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 2 救助、救急活動に関する事。 3 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。 4 消防団 (水防団) との連絡、調整に関する事。	警防課職員
		指令救急班	指令救急課長	1 指令管制業務に関する事。 2 気象警報及び気象状況等の伝達に関する事。 3 八戸市防災行政無線による津波警報等の伝達に関する事。 4 通信の運用及び無線の統制に関する事。 5 通信施設の保守に関する事。 6 救急管制業務に関する事。 7 消防隊の出動指令に関する事。	指令救急課職員
		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事。 2 危険物施設等に関する災害情報の収集及び報告に関する事。 3 消防等の広報に関する事。 4 資機材の調達に関する事。 5 写真記録に関する事。	予防課職員
		消防署	八戸消防署長 八戸東消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関する事。 3 避難の勧告、指示及び誘導に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 罹災証明 (火災) に関する事。	八戸消防署員 八戸東消防署員
		八戸市消防団	八戸市消防団長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関する事。 3 避難の誘導に関する事。	八戸市消防団員
		(備考)			
1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が事故又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。					
2 なお次長を2人置く部にあつては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。					

(地域防災計画【風水害編】P.22)

エ 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

本部長	副本部長	危機管理監	部名	部長	班名	班長	従事事務内容	要員
八戸圏域水道企業団副企業長	事務局長	次長兼経営企画課長兼経営企画課危機管理監	総務部	次長(事務)	総務班	経営企画課長補佐	1 災害対策本部事務局に関する事。 2 国・県及び関係市町・関係機関との調整に関する事。 3 災害補助申請に係る事。 4 職員の参集状況の把握に関する事。 5 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関する事。 6 他の部、班に属さない事項。	総務課員 経営企画課員 管財出納課員
					広報班	総務課長補佐	1 報道機関との調整に関する事。 2 広報活動及び記録写真に関する事。	
					物品等調達班	管財出納課長	1 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び用品調達に関する事。 2 工事・調達等契約の総括に関する事。 3 協力団体等の受入れ及び宿舍の確保に関する事。 4 被害者に対する見舞金及び補償請求・精算に関する事。	
			給水部	料金課長	給水第一班	検査室長	1 応急給水計画の作成に関する事。 2 応急給水活動に関する事。 3 応急給水支援団体の受付及び配置に関する事。	料金課員 検査室員 給水装置課員
					給水第二班	給水装置課長		
			復旧部	配水課長	復旧第一班	配水課長補佐	1 無線の総括管理に関する事。 2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関する事。 3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関する事。 4 復旧工事の計画実施に関する事。 5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関する事。 6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関する事。	配水課員 工務課員
					復旧第二班	工務課長		
			浄水部	次長(浄水)	浄水班	浄水課長	1 所管施設の情報収集及び復旧に関する事。 2 浄水場の運転・維持管理に関する事。	浄水課員 水質管理課員
					水質班	水質管理課長補佐		

(地域防災計画【風水害編】P.23)

(2) 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

ア 災害警戒本部の設置

(ア) 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

(イ) その他市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき

イ 災害連絡本部の設置

各種警報が発表されている状況下で大規模被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、表3-1のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、表3-2のとおりである。また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、表3-3のとおりであり、県内の設定箇所は、表3-4のとおりである。

表3-1 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理）

種別	重要度		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(県水防計画P.201)

表3-2 重要水防箇所(国土交通省管理) (平成29年1月現在)

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別	平成29年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
馬淵川 (八戸 市内)	7.4+182 7.6+37	左岸	堤防高 (完成)		-			避難誘導	櫛引橋
	8.4+192 9.2+68			一日市 左岸	堤防高 (完成)		729		
	9.2+68 9.6+50	一日市 左岸	堤防高 (無堤)	373				避難誘導	櫛引橋
	9.0 9.4+124				一日市 左岸	堤防断面 (無堤)	522		
	9.4+124 9.6+50	一日市 左岸	堤防断面 (暫定堤)		124			積み土のう	櫛引橋
	9.4+124 9.6+50			一日市 左岸	漏水 (暫定堤)		124		
	9.4+124 9.6+50	一日市 左岸	法崩れすべり 裏法		124			押さえ盛土	櫛引橋
	5.4+135 5.6+148			根城 右岸	堤防高 (無堤山付)		-		
	5.4+165 6.0+165	根城 右岸	堤防断面 (無堤山付)		619			避難誘導	櫛引橋
	6.6+65 6.8+131			根城 右岸	堤防高 (無堤、山付)		-		
	6.6+58 6.8+50	根城 右岸	堤防断面 (HWL堤)		193			避難誘導	櫛引橋

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

表3-3 重要水防箇所評定基準（県管理）

種別	重要度		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が現況流下能力相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と現況流下能力相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本提に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(県水防計画P.187)

表3-4 重要水防箇所（県管理）（平成28年1月現在）

ア 三八地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						概要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度 A		重要度 B
重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B					
馬淵川	馬淵川	八戸市 南部町 三戸町	堤防高	31,700		31,700				
	土橋川	八戸市	堤防高	3,240		3,240				
	浅水川	八戸市 五戸町 新郷村	堤防高	25,900		25,900				
			堤防断面	5,000		5,000	3,000			
	如来堂川	南部町	堤防高	10,200		10,200				
	猿辺川	南部町	堤防高	23,700		23,700		橋 1箇所		
	小猿辺川	三戸町	堤防高	4,700		4,700				
	熊原川	三戸町 田子町	堤防高	19,000	15,600	19,000	15,600	橋 1箇所		
			堤防断面		15,600					
	種子川	田子町	堤防高	8,300		8,300				
堤防断面				500		500				
相米川	田子町	堤防高	5,400		5,400					
杉倉川	田子町	堤防高	10,700		10,700					
五戸川	五戸川	八戸市 五戸町 新郷村	堤防高	15,000	15,300	15,000	15,300	橋 3箇所		
			堤防断面	2,000						
三川目川	新郷村	堤防高	10,200	1,500	8,200	1,500	橋 1箇所	橋 4箇所		
新井田川	新井田川	八戸市	堤防高	2,500		2,500				
	松館川	八戸市 階上町	堤防高	7,700		7,700				
	頃巻川	八戸市	堤防高	11,800		6,000		橋 4箇所	橋 6箇所	
			堤防断面		2,000		2,000			
古里川	八戸市	堤防高	9,800		9,800		橋 2箇所	橋 11箇所		

(県水防計画 P.193)

イ 上北地域県民局

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						概要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度 A		重要度 B
重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B					
奥入瀬川	奥入瀬川	十和田市	堤防高	24,500	3,750	24,500	3,750			
			堤防断面	6,100		6,800				
	後藤川	十和田市	堤防高		12,000		12,000			
			堤防断面							
	中里川	十和田市	堤防高	1,300		1,300				
			堤防断面	300	500	300				
	熊の沢川	十和田市	堤防断面				500			
	片瀬川	十和田市	堤防高		500		500			
生内川	十和田市	堤防高	3,500		3,500					
藤島川	十和田市	堤防高		900		900				
小林川	十和田市	堤防高	7,000		7,000					

(県水防計画 P.198 より抜粋)

第4章 予報及び警報

第1節 気象台が行う予報及び警報

1. 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

青森地方気象台長は、法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

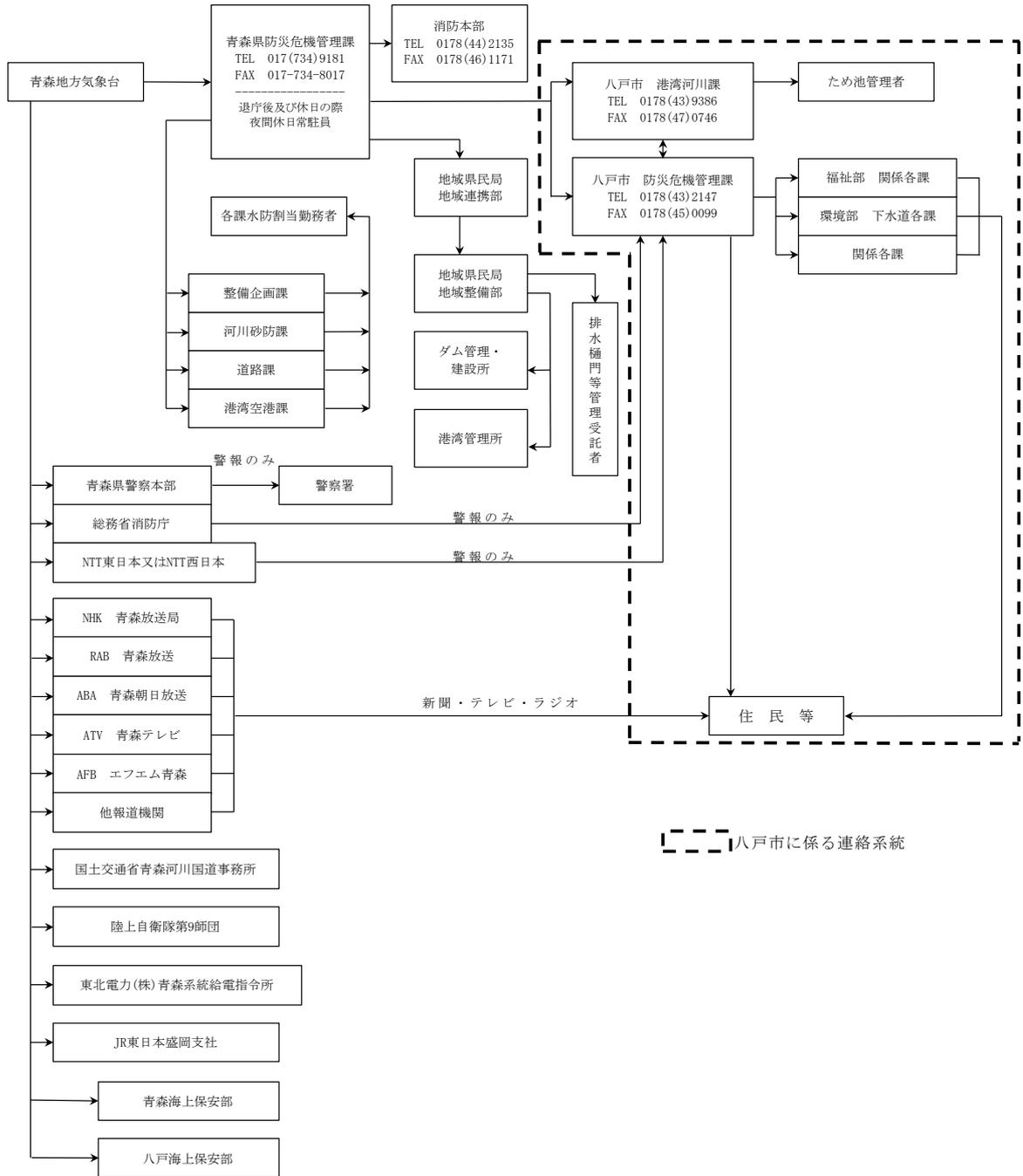
水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準を記載する。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2. 気象及び警報等の伝達経路及び手段

知事は、青森地方気象台から気象状況及び警報の通知を受けた場合は、下記系統により水防管理団体及びその他水防関係機関へ通知する。



(県水防計画P.46 参考)

第2節 洪水予報河川における洪水予報

知事は、法第10条第2項、第3項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通省と青森地方気象台が共同で発表した馬淵川下流の洪水予報の通知を受けたとき、及び、法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、県と青森地方気象台が共同で馬淵川中流の洪水予報を公表したときには、市長及びその他水防に係りのある機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

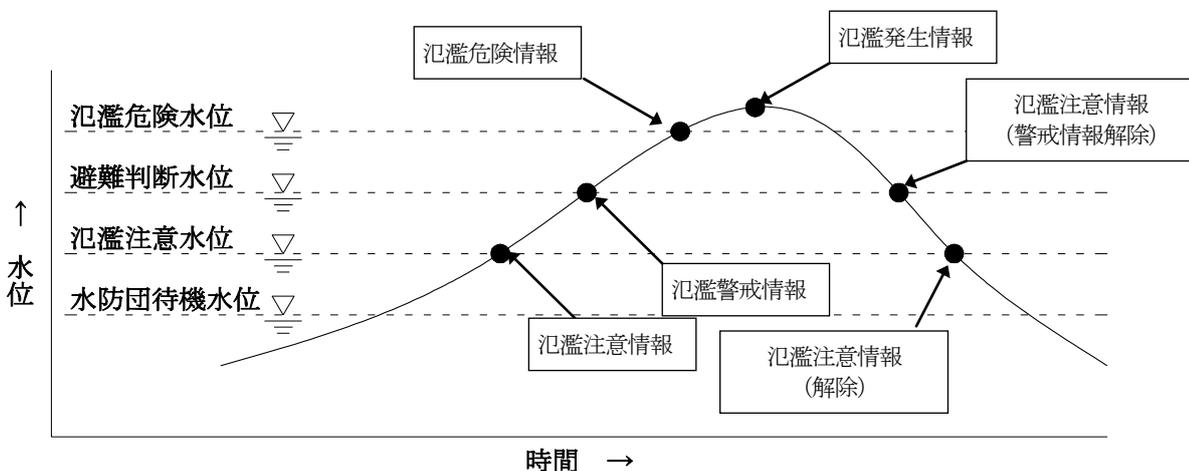
また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣が、県が指定した河川については知事が、市長にその通知に係る事項を通知する。

洪水予報及び発表情報の種類と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる



1. 国土交通省と青森地方気象台が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、実施区域、基準点及び担当機関(国土交通省)

河川名	実施区域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
馬淵川 下流	左岸 青森県八戸市大字楡引字下河原5番地先 右岸 青森県八戸市大字八幡字下陣屋46番地先	楡引橋から海まで	青森河川国道事務所 青森地方気象台

(県水防計画P.60より抜粋)

(2) 洪水予報の発表基準水位(国土交通省)

単位：水位 (m)

水系名	河川名	洪水予報基準点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
馬淵川	馬淵川下流	楡引橋	3.00	4.00	6.70	6.90

(県水防計画P.60より抜粋)

(3) 洪水予報の発表形式

発表形式は、資料4-1のとおりである。

(4) 浸水想定区域

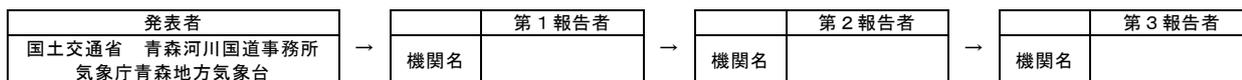
浸水想定区域は、下記HPにて確認できる。

機関名	水系名	河川名	洪水浸水想定区域公表時点	洪水浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
青森河川国道事務所	馬淵川	馬淵川下流	H29.1.20	http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/mabechi.html	八戸市

(県水防計画P.207より抜粋)

資料4-1 洪水予報の発表形式イメージ（国土交通省）

馬淵川下流洪水予報イメージ



馬淵川下流氾濫注意情報

馬淵川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
青森河川国道事務所・青森地方気象台 共同発表

（見出し）

馬淵川下流では、氾濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

馬淵川の櫛引橋水位観測所（青森県八戸市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
馬淵川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

（水位）

馬淵川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位（m）		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
櫛引橋 水位観測所 （青森県八戸市）	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

単位：水位 (m)

観測所名	櫛引橋水位観測所 青森県八戸市		
	レベル4 氾濫危険水位※	6.90	
レベル3 避難判断水位※	6.70		
レベル2 氾濫注意水位	4.00		
レベル1 水防団待機水位	3.00		
受け持ち区間	馬淵川 左岸八戸市櫛引橋から 馬淵川河口まで 右岸八戸市櫛引橋から 馬淵川河口まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	青森県八戸市櫛引地区 青森県八戸市八幡地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://www.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 調査第一課 電話：017-734-4560（内線）354

雨量関係：気象庁 青森地方气象台 電話：017-741-7411

2. 県と青森地方気象台が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域

管内	水系名	河川名	洪水予報基準点	左右岸の別	区 間
三八	馬淵川	馬淵川中流	馬淵南部 剣吉	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原 152 番地 1 地先の梅泉橋上流端から 八戸市大字櫛引字下河原 2 番地 5 地先の櫛引橋下流端まで
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手 52 番地 2 地先の梅泉橋上流端から 八戸市大字八幡字下陣屋 46 番地 1 地先の櫛引橋下流端まで

(県水防計画 P.72 より抜粋)

(2) 洪水予報の発表基準水位

単位：水位 (m)

地域県民局	水系名	河川名	洪水予報基準点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
三八	馬淵川	馬淵川中流	馬淵南部	4.70	5.00	5.40	6.10
			剣吉	2.70	3.00	4.20	4.90

(県水防計画 P.72 より抜粋)

(3) 洪水予報の担当官署

予報河川名	担当官署
馬淵川中流	青森地方気象台 青森県河川砂防課

(4) 洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 4-2 のとおり。

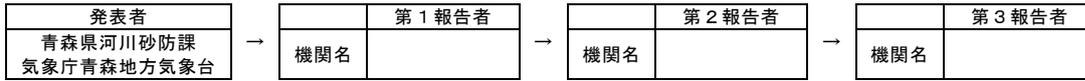
(5) 浸水想定区域

浸水想定区域は、下記HPにて確認できる。

地域県民局	水系名	河川名	洪水浸水想定区域公表時点	洪水浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
三八	馬淵川	馬淵川中流	H17.6.24	http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/sinsuisoutei.html	八戸市、南部町、三戸町

(県水防計画 P.207 より抜粋)

資料4-2 洪水予報の発表形式イメージ（県）
馬淵川中流洪水予報イメージ



青森県馬淵川水系 馬淵川中流氾濫警戒情報

青森県馬淵川水系馬淵川中流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
青森県河川砂防課・青森地方気象台共同発表
平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

（見出し）

青森県馬淵川水系 馬淵川中流では、避難判断水位（レベル3）に到達し、今後、氾濫危険水位（レベル4）に到達する見込み

（主 文）

馬淵川の馬淵南部水位観測所（三戸郡南部町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位（レベル3）」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。馬淵川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
馬淵川中流流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

（水位）

青森県馬淵川水系 馬淵川中流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度 水位（m）		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
馬淵南部 水位観測所 （三戸郡南部 町）	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
剣吉 水位観測所 （三戸郡南部 町）	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

単位：水位 (m)

観測所名	馬淵南部 水位観測所	剣吉 水位観測所	
	三戸郡南部町	三戸郡南部町	
レベル4 氾濫危険水位※	6.10	4.90	
レベル3 避難判断水位※	5.40	4.20	
レベル2 氾濫注意水位	5.00	3.00	
レベル1 水防団待機水位	4.70	2.70	
受け持ち区間	馬淵川 左岸 梅泉橋上流端から 高瀬橋下流端まで 右岸 梅泉橋上流端から 高瀬橋下流端まで	馬淵川 左岸 高瀬橋下流端から 櫛引橋下流端まで 右岸 高瀬橋下流端から 櫛引橋下流端まで	
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	青森県三戸郡南部町【左岸】 沖田面、玉掛、相内、虎渡、 小泉、青森県三戸郡南部町 【右岸】大向、赤石、高瀬、 下名久井	青森県三戸郡南部町【左岸】 剣吉、八木田、小泉、青森県 三戸郡南部町【右岸】森越、 福田、滝田、松ノ木、法師岡	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫の発生に 対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

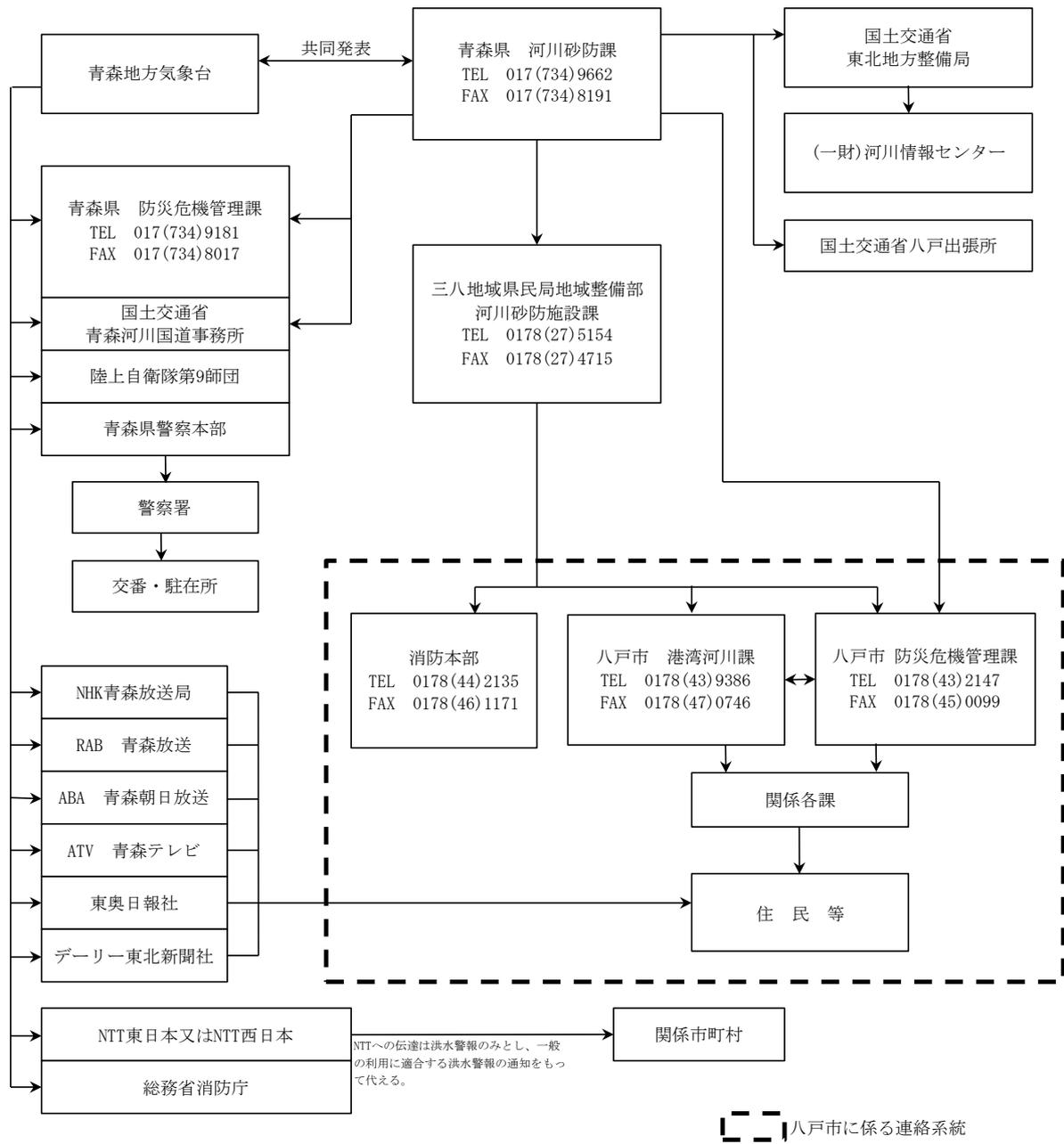
	パソコンから	携帯電話から
青森県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp http://www.jma.go.jp/	http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 青森河川国道事務所 調査第一課 電話：017-734-4560（内線）354

雨量関係：気象庁 青森地方气象台 電話：017-741-7411

(6) 洪水予報の伝達経路及び手段 (県)



(県水防計画 P. 75 参考)

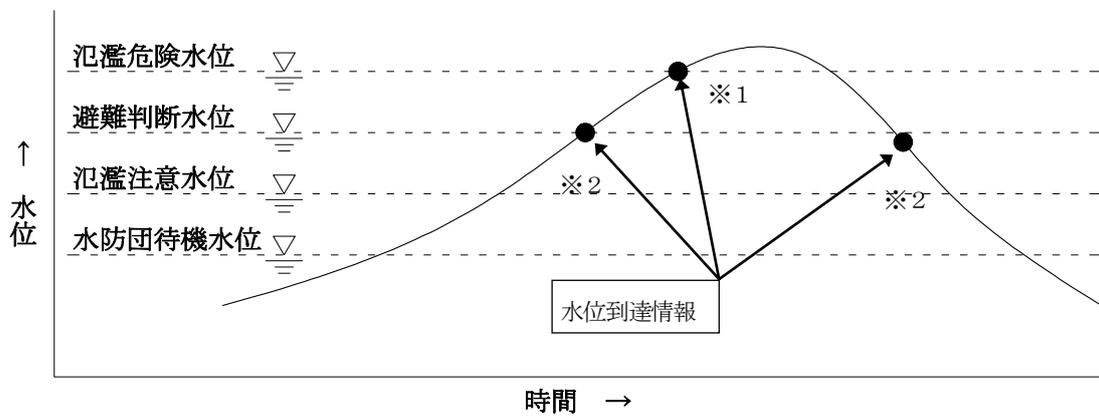
第3節 水位周知河川における水位到達情報

1. 水位周知河川の指定と氾濫危険水位の設定

知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」として指定し、避難の目安となる「氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定する特別警戒水位）」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、「氾濫危険情報」として市長に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知させなければならない。

知事は、避難判断水位に到達したとき、避難判断水位を下回ったときにおいても通知する。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき



※1 県が行う氾濫危険情報

※2 県が行う氾濫警戒情報

(県水防計画 P. 85)

2. 国土交通省が行う水位到達情報の通知

八戸市において、国が指定する水位周知河川はない。

3. 県が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

地域 県民局	水系名	河川名	基準点	左右岸 の別	区 間
三八	馬淵川	種子川	川向	左岸	三戸郡田子町大字田子字川代 56 番地先から熊原川への合流点まで
				右岸	三戸郡田子町大字田子字川代 39 番地先から熊原川への合流点まで
		熊原川	橋ノ下 三戸 上郷	左岸	泉沢の合流点から馬淵川への合流点まで
				右岸	
		浅水川	桜沢 西越	左岸	大谷地川の合流点から馬淵川への合流点まで
				右岸	
	五戸川	五戸川	尻引 川原町 又重	左岸	三川目川の合流点から海に至る場所まで
				右岸	
	新井田川	新井田川	新井田 島守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口 2 番地 1 地先の荒谷橋下流端から 海に至る場所まで
				右岸	
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	百石 鶴喰 相坂	左岸	薦川の合流点から海に至る場所まで
				右岸	

(県水防計画 P.87, 88 より抜粋)

(2) 水位到達情報の発表基準水位

単位：水位 (m)

地域 県民局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
三八	馬淵川	種子川	川向	1.50	1.80	1.90	2.15	
			熊原川	橋ノ下	2.30	2.60	2.80	3.10
		三戸		2.00	2.30	2.70	2.93	
		上郷		1.50	2.00	3.60	4.30	
		浅水川	桜沢	1.40	1.90	2.10	2.52	
			西越	1.60	1.90	1.95	2.10	
	五戸川	五戸川	尻引	4.70	5.00	5.30	5.70	
			川原町	1.60	1.90	3.40	3.70	
			又重	2.50	2.80	3.65	3.90	
	新井田川	新井田川	新井田	3.20	3.50	4.20	4.45	
島守			2.30	2.60	3.45	3.80		
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	百石	3.50	3.80	6.90	7.30	
			鶴喰	3.60	3.90	6.60	7.10	
			相坂	2.20	2.50	6.10	6.70	
			中撤	2.20	2.50	3.50	3.90	
			焼山	2.50	2.80	3.30	3.60	

(県水防計画 P.89 より抜粋)

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
馬淵川	青森県河川砂防課

(4) 水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料4-4のとおり。

(5) 浸水想定区域

浸水想定区域は、下記HPにて確認できる。

地域県 民局等	水系名	河川名	洪水浸水想定区域 公表時点	洪水浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
三八	馬淵川	種子川	H19.5.7	http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/sinsuisoutei.html	田子町
		熊原川	H19.5.7		三戸町、田子町
		浅水川	H20.8.8		八戸市、五戸町、 新郷村
	五戸川	五戸川	H20.8.8		八戸市、五戸町
	新井田川	新井田川	H22.4.30		八戸市
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	H19.5.7		八戸市、十和田市、 おいらせ町

(県水防計画P.207より抜粋)

資料4-4 水位到達情報の通知の発表形式(県)

水位到達情報伝達文

ア 関係機関用

関係機関用

川水位到達情報

平成____年____月____日
____時____分____発表
____地域県民局地域整備部
青森県県土整備部 河川砂防課

避難判断水位に到達選択

【発表】 氾濫警戒情報

____××川は、____時____分に、____〇〇観測所(☆☆市大字△△)で、
避難準備の目安となる水位である、避難判断水位を超え、____mに達しました。
____観測所では、____時から____時までの____時間に、約____m水位が上
昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。

氾濫危険水位に到達選択

【発表】 氾濫危険情報

____川は、____時____分に、____観測所(☆☆市大字△△)で、
氾濫のおそれがある水位であり、避難勧告時の目安となる水位の、氾濫危険水位(特別警戒水
位)を超え、____mに達しました。
____観測所では、____時から____時までの____時間に、約____m水位が上
昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。

(参考) ____川____観測所(☆☆市大字△△)

氾濫危険水位(※特別警戒水位) ____m

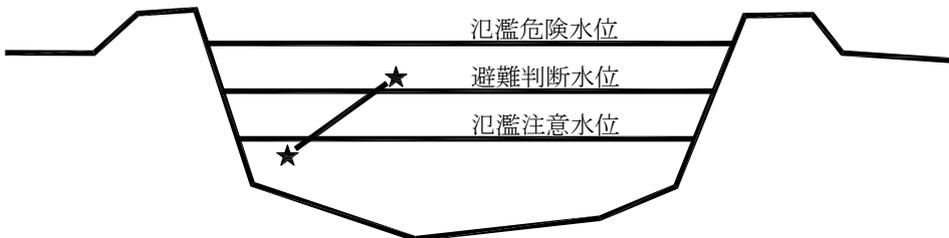
・ 氾濫のおそれがある水位、避難勧告等の目安となる水位

避難判断水位 ____m

・ 避難準備情報発表の目安となる水位

氾濫注意水位(※警戒水位) ____m

・ 水防団が出動する目安となる水位



★今回出水の水位変化(____観測所)

問い合わせ先 青森県県土整備部河川砂防課
TEL 017-734-9662(直通)

イ 報道機関用

川水位到達情報

報道機関用

平成____年____月____日
____時____分____発表
____地域県民局地域整備部
青森県県土整備部 河川砂防課

避難判断水位に到達選択

【発表】 氾濫警戒情報

____ × × 川は、____ 時 ____ 分に、____ ○ ○ 観測所（☆☆市大字△△）で、避難準備の目安となる水位である、避難判断水位を超え、____ mに達しました。
____ 観測所では、____ 時から ____ 時までの ____ 時間に、約 ____ m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。

★地域の方への周知をお願いします。

《例文》今後、市町村長が発する避難情報に注意をお願いします。また、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします

氾濫危険水位に到達選択

【発表】 氾濫危険情報

____ 川は、____ 時 ____ 分に、____ 観測所（☆☆市大字△△）で、氾濫のおそれがある水位であり、避難勧告時の目安となる水位の、氾濫危険水位（特別警戒水位）を超え、____ mに達しました。
____ 観測所では、____ 時から ____ 時までの ____ 時間に、約 ____ m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。

★地域の方への周知をお願いします。

《例文》今後、市町村長が発する避難情報に注意をお願いします。また、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

(参考) ____ 川 ____ 観測所（☆☆市大字△△）

氾濫危険水位（※特別警戒水位） ____ m

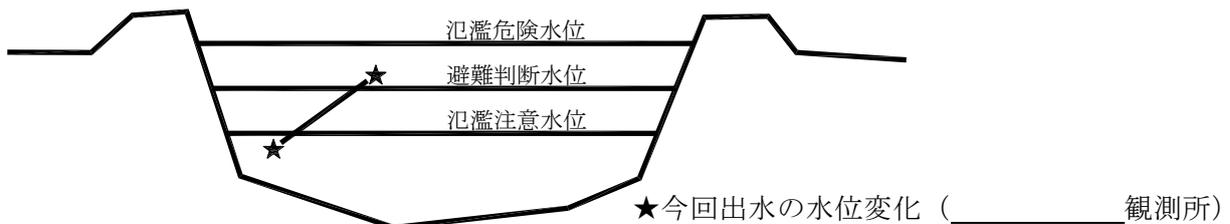
・ 氾濫のおそれがある水位、避難勧告等の目安となる水位

避難判断水位 ____ m

・ 避難準備情報発表の目安となる水位

氾濫注意水位（※警戒水位） ____ m

・ 水防団が出動する目安となる水位



問い合わせ先 青森県県土整備部河川砂防課
TEL 017-734-9662（直通）

ウ 関係機関・報道機関用

川水位到達情報

お知らせ

平成____年____月____日
 ____時____分____発表
 _____地域県民局地域整備部
 青森県県土整備部 河川砂防課

解除選択

【解除】氾濫警戒情報

____××川は、____時____分に、____〇〇観測所（☆☆市大字△△）で、
 避難判断水位を下回りました。

____観測所では、____mとなり、今後とも水位の低下が見込まれます。

(参考) _____川_____観測所（☆☆市大字△△）

氾濫危険水位（※特別警戒水位）_____m

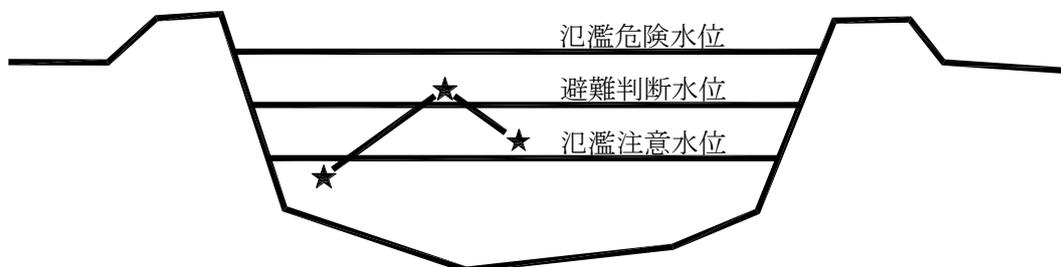
・ 氾濫のおそれがある水位、避難勧告等の目安となる水位

避難判断水位_____m

・ 避難準備情報発表の目安となる水位

氾濫注意水位（※警戒水位）_____m

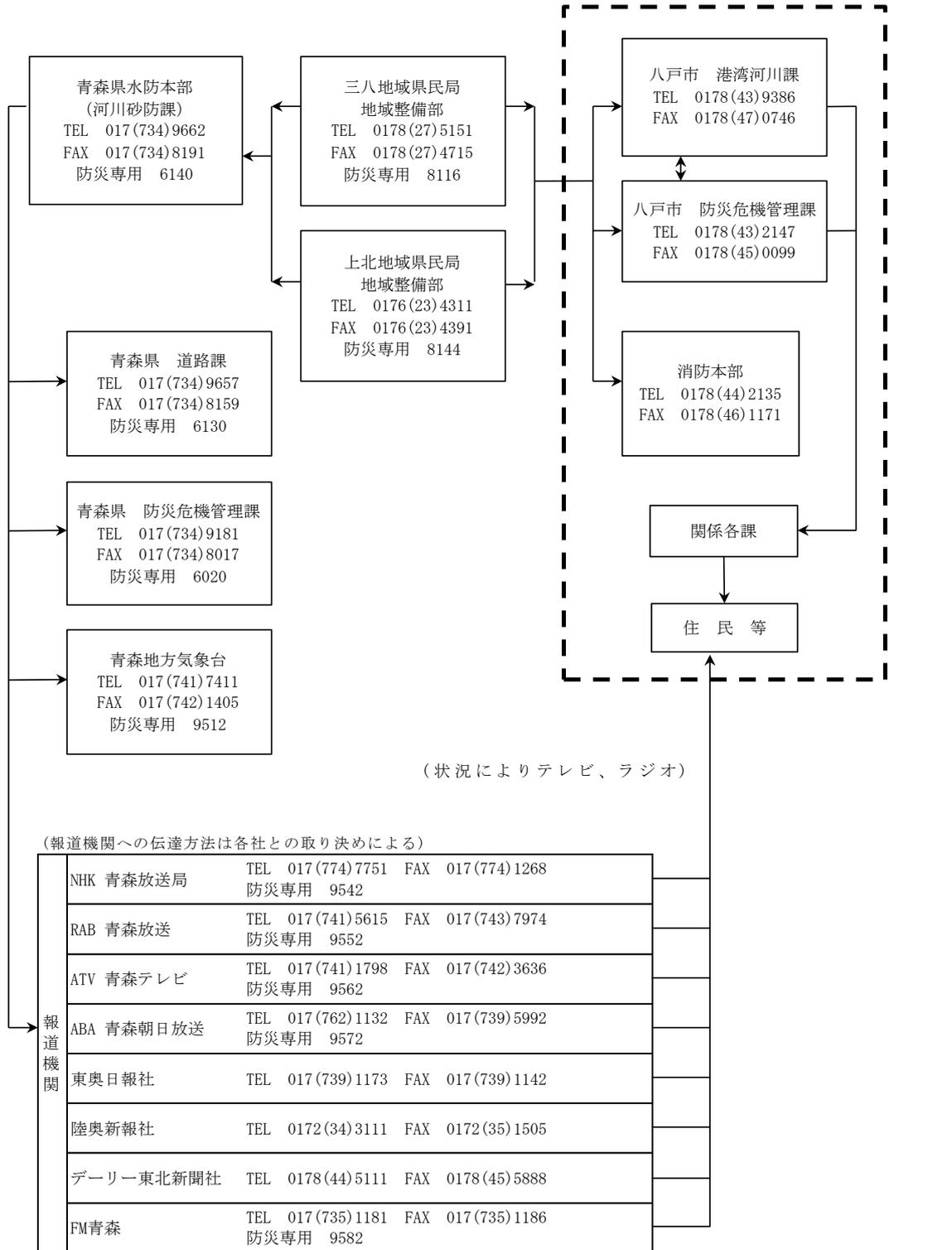
・ 水防団が出動する目安となる水位



★今回出水の水位変化（_____観測所）

問い合わせ先 青森県県土整備部河川砂防課
 TEL 017-734-9662（直通）

(6) 水位到達情報の伝達経路及び手段 (県)



八戸市に係る連絡系統

(県水防計画 P. 90 参考)

第4節 水防警報

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2. 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣は、洪水又は高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について水防警報をしたときは、直ちにその警報を知事に通知しなければならない。

知事（県水防本部長）は、青森河川国道事務所長から水防警報を受けた場合は、直ちにその受けた通知に係る事項について情報組織を通じ、市長及びその他の関係者に通知する。（法第16条第3項）

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足留めを行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知する。	水位・流量・その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知する。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知する。	適宜

(1) 水防警報を行う河川名、区域

水系名	河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川	馬淵川幹川	左岸	青森県八戸市大字櫛引字下河原 5 番地先櫛引橋から海まで
		右岸	青森県八戸市大字八幡字下陣屋 46 番地先櫛引橋から海まで

注 馬淵川昭和 43. 11. 14 建設省告示第 3401 号

(県水防計画 P. 48 より抜粋)

(2) 水防警報の発表基準水位

単位：水位 (m)

河川名	水位観測所	待機	準備	出動	解除	情報	各水位の 零点高	水防団 待機水位	氾濫 注意水位
馬淵川	櫛引橋	上流の降雨及び水位状況により待機の必要があると認められたとき	水防団待機水位を超え氾濫注意水位に達すると思われ準備の必要があると認められたとき	氾濫注意水位を越え又は越えるおそれがあり出動の必要があると認められたとき	水防作業の必要がなくなったとき	水防活動に必要があるとき	t. p. +1. 984	3. 00	4. 00
	新大橋	〃	〃	〃	〃	〃	t. p. -0. 650	2. 20	2. 50

(県水防計画 P. 48 より抜粋)

(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
馬淵川	青森河川国道事務所

(4) 水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4-5 のとおりである。

資料4-5 水防警報伝達文（国）（例）

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分国土交通省〇〇川河川事務所発表

【現況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、
氾濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）
（上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）

または

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、
氾濫危険水位）
（を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被災状況】

（自由に記入）

【発表】

水防機関は出動してください。

【特記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

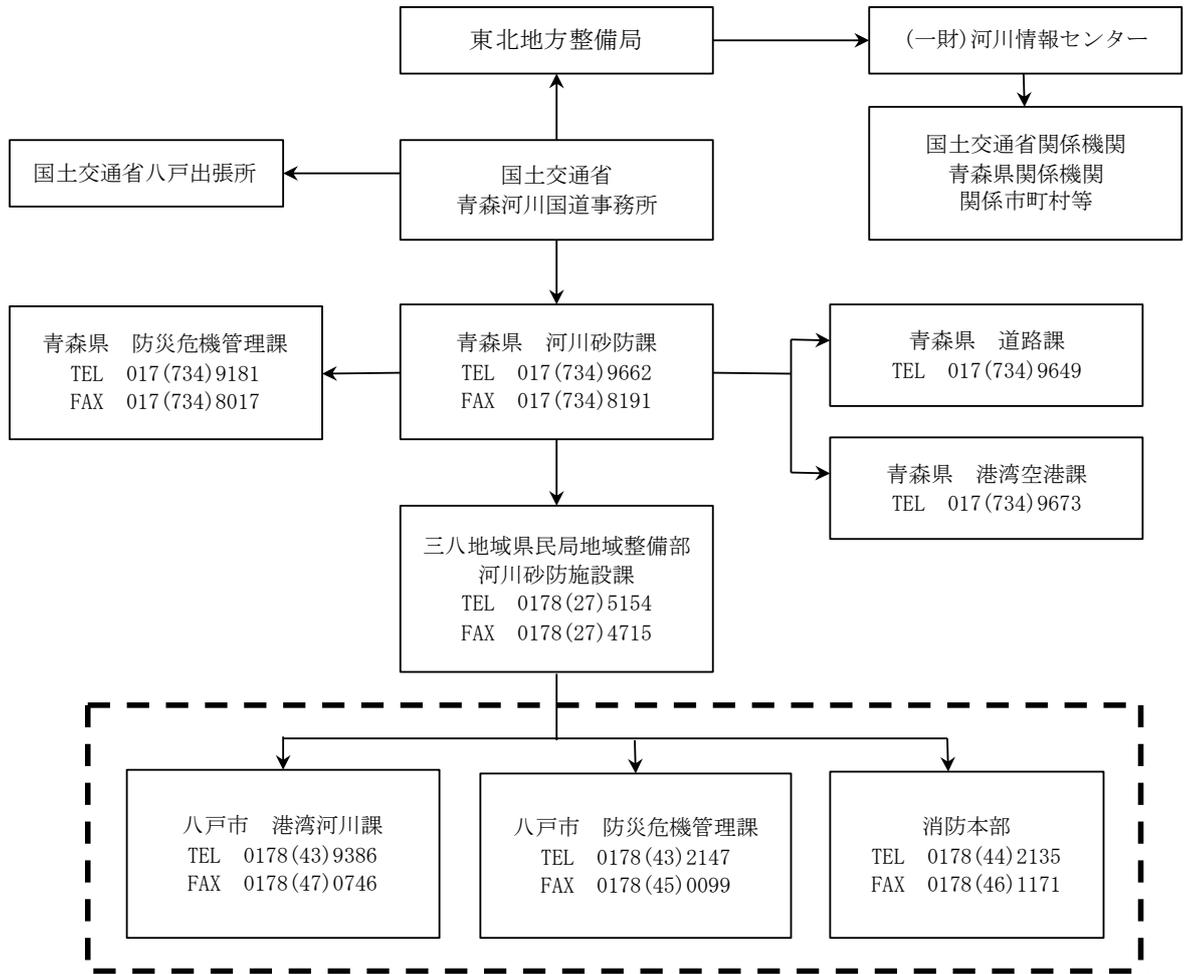
問い合わせ先
国土交通省〇〇河川事務所〇〇〇〇課電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

(4) 水防警報の伝達経路及び手段 (国)



 八戸市に係る連絡系統

(県水防計画 P. 50 参考)

3. 県が行う水防警報

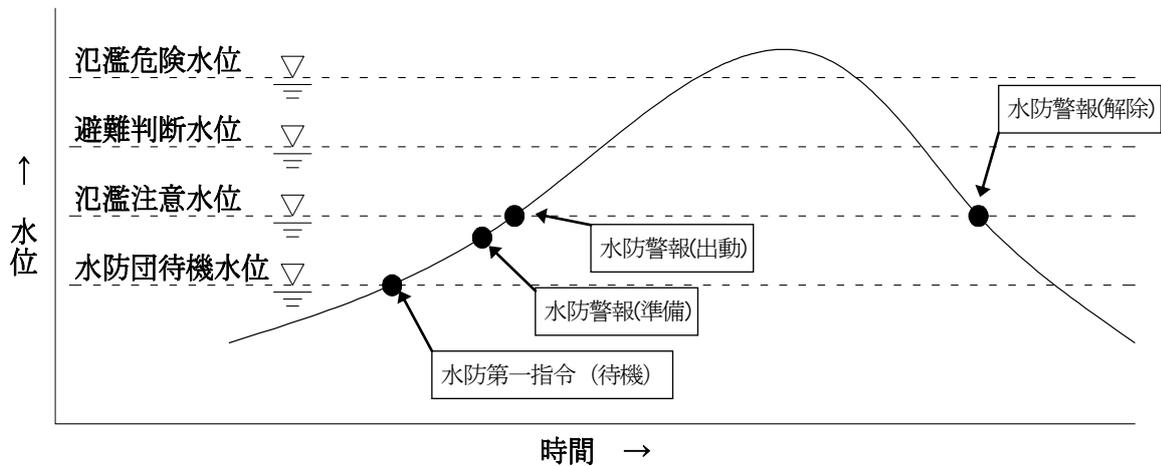
知事が水防警報河川として指定した河川で、河川ごとに水防活動を行う必要がある場合は、その旨を市長その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報は、支部長（地域県民局地域整備部長）が発表する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準備	水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

※水防団待機水位に達し待機の必要があると認められたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報(待機)は発表しないこととする。



(県水防計画 P. 52)

(1) 水防警報を行う河川名、区域

地域 民局	水系名	河川名	警報発表 基準点	左右岸 の別	区 間
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部 剣吉	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原 152 番地 1 地先の梅泉橋上流端から 八戸市大字櫛引字下河原 2 番地 5 地先の櫛引橋下流端まで
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手 52 番地 2 地先の梅泉橋上流端から 八戸市大字八幡字下陣屋 46 番地 1 地先の櫛引橋下流端まで
		種子川	川向	左岸	三戸郡田子町大字田子字川代 56 番地先から熊原川への合流点まで
				右岸	三戸郡田子町大字田子字川代 39 番地先から熊原川への合流点まで
		熊原川	橋ノ下 三戸 上郷	左岸	泉沢の合流点から馬淵川への合流点まで
				右岸	
	浅水川	桜沢 西越	左岸	大谷地川の合流点から馬淵川への合流点まで	
			右岸		
	五戸川	五戸川	尻引 川原町 又重	左岸	三川目川の合流点から海に至る場所まで
				右岸	
	新井田 川	新井田 川	新井田 島守	左岸	八戸市南郷区大字島守字山口 2 番地 1 地先の荒谷橋下流端から 海に至る場所まで
				右岸	八戸市南郷区大字島守字松石橋 14 番地 3 地先の荒谷橋下流端から 海に至る場所まで
上北	奥入瀬 川	奥入瀬 川	百石 鶴喰 相坂 中掬 焼山	左岸	鳶川の合流点から海に至る場所まで
				右岸	

(県水防計画 P. 53, 54 より抜粋)

(2) 水防警報の発表基準水位

単位：水位 (m)

地域 県民局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	備考
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部	4.70	5.00	5.40	6.10	洪水予報河川
			剣吉	2.70	3.00	4.20	4.90	〃
		種子川	川向	1.50	1.80	1.90	2.15	水位周知河川
		熊原川	橋ノ下	2.30	2.60	2.80	3.10	〃
			三戸	2.00	2.30	2.70	2.93	〃
			上郷	1.50	2.00	3.60	4.30	〃
		浅水川	桜沢	1.40	1.90	2.10	2.52	〃
			西越	1.60	1.90	1.95	2.10	〃
	五戸川	五戸川	尻引	4.70	5.00	5.30	5.70	〃
			川原町	1.60	1.90	3.40	3.70	〃
			又重	2.50	2.80	3.65	3.90	〃
	新井田川	新井田川	新井田	3.20	3.50	4.20	4.45	〃
島守			2.30	2.60	3.45	3.80	〃	
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	百石	3.50	3.80	6.90	7.30	〃
			鶴喰	3.60	3.90	6.60	7.10	〃
			相坂	2.20	2.50	6.10	6.70	〃
			中楸	2.20	2.50	3.50	3.90	〃
			焼山	2.50	2.80	3.30	3.60	〃

(県水防計画 P.55, 56 より抜粋)

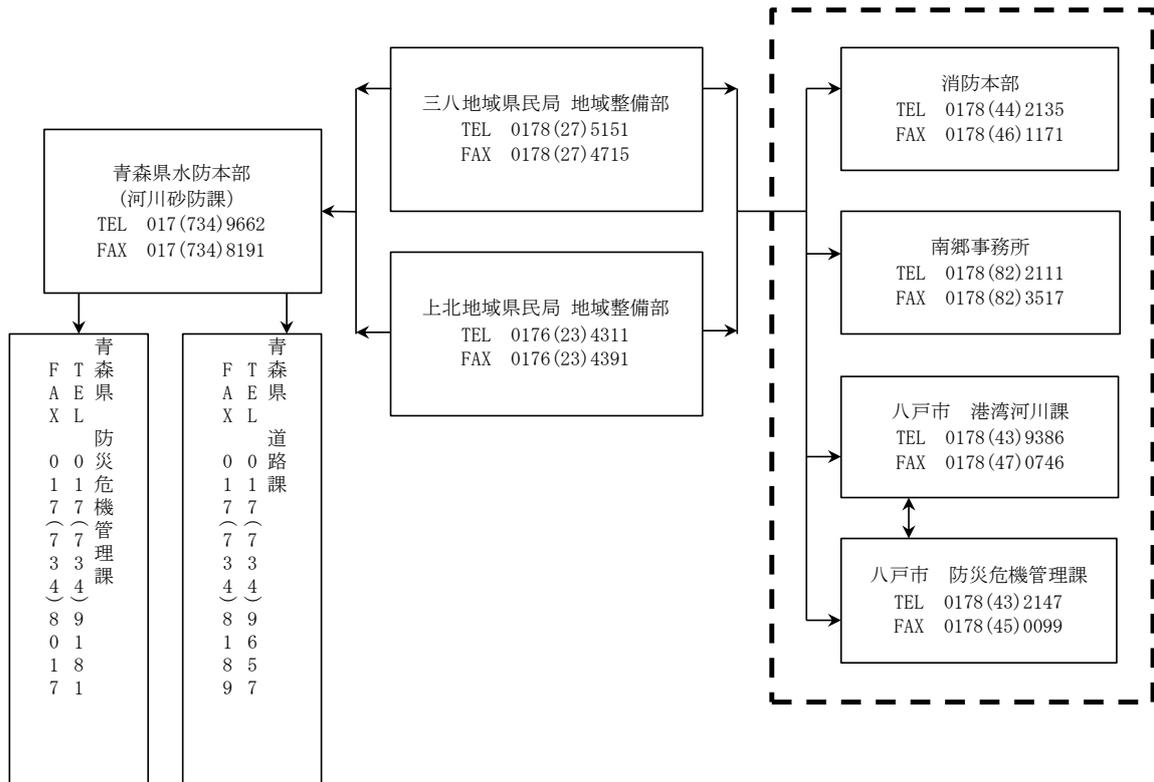
(3) 水防警報の発表形式

発表形式は、資料4-6のとおりである。

資料4-6 水防警報伝達文(県)

河川名	警報種類	発表番号	発表日	発表時刻	発表事務所
	水防警報	第 号	平成 年 月 日	時 分	
<p>〔待機〕 ※水防第一指令を発するときは、〔待機〕は発表しないこととする。</p> <p>(1) 水位観測所の水位は (2) 時現在 (3) mに達し、 (4) から (5) まで水防団待機を要します。</p> <p>〔準備〕</p> <p>(6) 水位観測所の水位は (7) 時現在 (8) mに達し、 (9) から (10) まで水防団準備を要します。</p> <p>〔出動〕</p> <p>(11) 水位観測所の水位は (12) 時現在 (13) mに達し、 (14) 氾濫注意水位を (14) 超過しており、なお増水のおそれがあるので (15) から (16) まで水防団の出動を要します。</p> <p>〔解除〕</p> <p>(17) 水位観測所の水位は (18) 時現在 (19) mとなり、 (20) から (21) まで水防警報を解除します。</p>					
通信機関		通報者		通報時刻	時 分
受信機関		受信者		受信日時	時 分

(4) 水防警報の伝達経路及び手段 (県)



八戸市に係る連絡系統

(県水防計画P.57 参考)

4. 津波に関する水防警報

津波に関する水防警報については、県水防計画第3章第5節「津波に関する水防警報」に準ずるものとする。

(1) 津波情報

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

ア 津波の種類

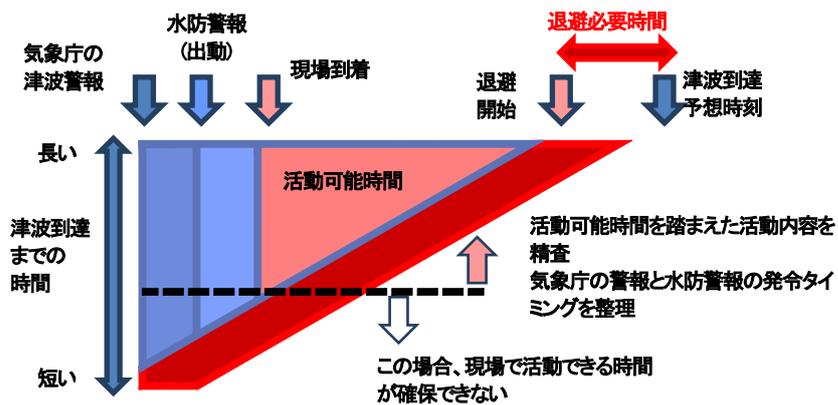
津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防体制も津波到達時間を念頭に置く。

なお、遠地津波の場合、津波到達時間の2時間から3時間前にならないと津波警報等が発表されない場合があるため、津波警報等発表前においては、報道機関の情報等を収集し、対応を判断していく。

イ 活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（下図参照）。なお、地震発生後の安否確認や、各消防団（水防団）員の準備時間、参集までの時間等にも配慮する必要がある。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、避難に必要な時間及び情報の入手等を行う実地訓練）や、危険箇所等の巡視、水防資器材の備蓄確認など、平常時からの備えが必要である。



安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間
 退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）
 ＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

ウ 活動エリア

津波警報等が発表されている間の消防団（水防団）の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川遡上や堤防からの越流も考慮に入れる。

青森県海岸津波検討会で検討された津波浸水予測図等を参考にしながら、消防団（水防団）の出動が可能なエリアか、待機を優先すべきエリアかについて、平常時から想定しておくこと。

エ その他

河川、海岸の水門、陸閘等の施設操作は、それぞれの施設管理者からの委託業務であることが基本であると考えられるが、広義の水防活動ともいえる。津波が来襲する際の各施設の操作については、施設管理者とその方法、操作作業を行う者の安全管理について、事前に協議しておくこととする。

(2) 津波の到達が予測される場合の水防活動指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等について水防工法を用いて保全するといった洪水時のような活動は想定できない。また、国、県にあっては、地震及びそれに伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発表することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報等を、水防警報を発表したものとみなし、原則として実際の津波発生時には、津波水防警報発表の事務手続（ファクシミリ等による水防警報の発表）は行わないものとする。

ア 津波警報等発表前における津波の到達が予測される場合の水防活動

近地津波の場合は、地震発生から約3分を目標に津波警報等が発表されるが、それまでの間、消防団（水防団）指揮者は情報収集に努める。遠地津波の場合、実際に津波警報等が発表され、津波が襲来するまでは時間的な余裕がある場合、消防団（水防団）指揮者は、まず情報収集を行い、消防団（水防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間+安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保されるときには、消防団（水防団）に対し、巡視、避難誘導等の指示をすることとする。

イ 津波警報等発表後における津波の到達が予測される場合の水防活動

津波警報等発表後、次の区分に応じ水防警報を発表したものとする。

発表基準	内 容
大津波警報 津波警報 津波注意報	・原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間+安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予想時刻には安全な場所へ退避を完了することとする。

津波の種類と水防活動の関係と行動指針をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の概要	・日本近海を震源とする地震により発生する津波	・左以外の地域を震源とする地震により発生する津波
津波警報等の発表前の水防対応	・水防管理団体 報道機関から発表される情報等を収集	・水防管理団体 報道機関から発表される情報等を収集 ・水防団 水防団員の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間＋安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。
津波警報等の発表後の水防対応 （水防警報を発表したとみなす）	・原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避必要時間（退避時間＋安全時間）を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予想時刻には安全な場所へ退避を完了することとする。	
想定される水防活動	・避難誘導	
安全確保	・第1章第5節「津波における留意事項」及び第6節「安全配慮」による	

ウ 指針の見直しについて

上記の取扱いは、当面暫定的な取扱いとし、新たな知見や他地域の例を参考に、適宜見直しを行うものとする。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1. 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、表5-1のとおりである。

2. 潮位観測所

市内及び市が関係する潮位観測所は、表5-2のとおりである。

3. 水位の通報

市長又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第4章第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が表5-1に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は、県水防本部、国土交通省青森河川国道事務所、青森地方气象台等である。

4. 水位の公表

主な雨量・水位観測所の情報は、第6章に記載のウェブサイトにて常時公表されている。

表5-1 水位観測所（平成28年1月現在）

ア 国土交通省 青森河川国道事務所

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
冬部	フユベ	馬淵川	馬淵川	岩手県岩手郡葛巻町田名部字下冬部	テレメータ
似鳥	ニタドリ	〃	安比川	〃 二戸市似鳥字上沖野	〃
石切所	イシキリドコロ	〃	馬淵川	〃 〃 石切所字船場 19-1	〃
剣吉	ケンヨシ	〃	〃	三戸郡南部町大字剣吉字長治河原	〃
櫛引橋	クシビキバシ	〃	〃	八戸市大字櫛引字櫛引	〃
尻内橋	シリウチバシ	〃	〃	〃 大字尻内町字前河原	〃
大橋	オオハシ	〃	〃	〃 大字長苗代字内舟渡	〃
新大橋	シンオオハシ	〃	〃	〃 大字河原木字川目	〃

第5章 水位等の観測、通報及び公表

- ※1 待機：水防団待機水位
 注意：氾濫注意水位
 避難：避難判断水位
 危険：氾濫危険水位
- ※2 HP：インターネット（青森県河川砂防情報提供システム）
 携帯：携帯電話（青森県河川砂防情報提供システム）
 メール：携帯メール（洪水お知らせメール）

水位（※1）				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表（※2）			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
						10分毎	10分毎			S45.3	○	○		
						〃	〃			S43.12	○	○		
						〃	〃			T7.4	○	○		
2.7	3.0	4.2	4.9			〃	〃			S12.7	○	○	○	洪水予報 基準点(県)
3.0	4.0	6.7	6.9			〃	〃			S12.7	○	○	○	洪水予報 基準点
						〃	〃			S48.2	○	○		
						〃	〃			S12.7	○			
2.2	2.5					〃	〃			S31.8	○	○	○	

(県水防計画P.166,167より抜粋)

イ 青森県 県土整備部

地域県 民局	観測所名	略 号	対象河川		所 在 地	測器種類
			水系名	河川名		
三八	馬淵南部	マベチナンブ	馬淵川	馬淵川	南部町大字沖田面字上村2-10地先	レベル
	桜沢	サクラサワ	〃	浅水川	八戸市大字尻内町字根岸河原3-1地先	〃
	西越	サイゴシ	〃	〃	新郷村大字西越字林ノ前47-1地先	〃
	下名久井	シモナクイ	〃	如来堂川	南部町大字下名久井字白山2-1地先	〃
	二又	フタマタ	〃	猿辺川	〃 大字小向字二又1-2	〃
	橋ノ下	ハシノシモ	〃	熊原川	三戸町大字川守田字橋ノ下	〃
	三戸	サンノヘ	〃	〃	〃 大字川守田字関根川原76-6	〃
	上郷	カミゴウ	〃	〃	田子町字平成田323地先	〃
	川向	カワムカイ	〃	種子川 (田子川)	〃 大字田子字北川向51-5地先	〃
	新井田	ニイダ	新井田川	新井田川	八戸市大字田向字向河原32-3	〃
	島守	シマモリ	〃	〃	〃 南郷区大字島守十文字50-1地先	〃
	高家	コウケ	〃	瀬月内川	岩手県九戸郡軽米町大字高家第7地割字柏木田31-2	〃
	松館	マツダテ	〃	松館川	八戸市大字松館字辰ヶロ14-1	〃
	尻引	シリビキ	五戸川	五戸川	〃 大字市川町字赤畑14-1	〃
	川原町	カワハラマチ	〃	〃	五戸町字八景47	〃
	又重	マタシゲ	〃	〃	〃 大字倉石又重字伊藤谷地142	〃
	内矢沢	ウチヤザワ	馬淵川	浅水川	八戸市大字尻内町字内矢沢	自記
	巻の下	マキノシタ	新井田川	新井田川	〃 大字是川字白蛇久保4-2地先	レベル
	田中	タナカ	〃	〃	〃 〃 字田中河原26-1地先	〃
世増ダム	ヨマサリダム	〃	〃	八戸市南郷区大字島守字崩向10-3	〃	
駒木	コマキ	〃	雪谷川	岩手県九戸郡軽米町大字上館第20地割字横井内86-1地先	〃	
上北	百石	モモイシ	奥入瀬川	奥入瀬川	おいらせ町新助川原10-3	〃
	鶴喰	ツルバミ	〃	〃	六戸町大字犬落瀬字長漕147-2	〃
	相坂	オオサカ	〃	〃	十和田市大字相坂字上鴨入32-2	〃
	中楸	チュウセリ	〃	〃	〃 大字三本木字矢神117	〃
	焼山	ヤケヤマ	〃	〃	〃 大字奥瀬字栃久保182	〃
	米田	マイタ	〃	後藤川	〃 大字米田字佐野45-1	〃
	深堀	フカボリ	〃	生内川	〃 大字奥瀬字中ノ渡206-1	〃
	石渡	イシワタリ	〃	熊ノ沢川	〃 大字法量字北向6-12	〃
	仙ノ沢	センノサワ	〃	片淵川	〃 大字奥瀬字中通53-6	〃
	中里	ナカサト	〃	中里川	〃 大字法量字中里233	〃

第5章 水位等の観測、通報及び公表

水位(※1)				既往最大水位		観測状況		連絡員		観測開始 年月日	公表(※2)			備考
待機	注意	避難	危険	水位	起日	定時	洪水時	氏名	連絡方法		HP	携帯	メール	
4.70	5.00	5.40	6.10	9.05	H25.9.16	10分毎	10分毎	河川砂防 施設課職員	(0178) 27-5151	H17.4.1	○	○	○	
1.40	1.90	2.10	2.52	4.39	H11.10.28	〃	〃	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
1.60	1.90	1.95	2.10	2.30		〃	〃	〃	〃	H6.4.1	○	○	○	
1.10	1.40			2.58	H23.9.22	〃	〃	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
1.90	2.20			3.07	H25.9.16	〃	〃	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
2.30	2.60	2.80	3.10	5.41	〃	〃	〃	〃	〃	H22.1.1	○	○	○	
2.00	2.30	2.70	2.93	4.28	〃	〃	〃	〃	〃	H6.4.1	○	○	○	
1.50	2.00	3.60	4.30	2.97	〃	〃	〃	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
1.50	1.80	1.90	2.15	1.97	H14.7.11	〃	〃	〃	〃	S49.5.1	○	○	○	
3.20	3.50	4.20	4.45	4.20	H11.10.28	〃	〃	〃	〃	S41.9.1	○	○	○	
2.30	2.60	3.45	3.80	4.96	〃	〃	〃	〃	〃	S44.5.1	○	○	○	
1.20	1.50			2.78	〃	〃	〃	〃	〃	S56.7.1	○	○		
2.10	2.40			3.43	H23.9.22	〃	〃	〃	〃	H6.4.1	○	○	○	
4.70	5.00	5.30	5.70	7.28	H11.10.28	〃	〃	〃	〃	H8.4.1	○	○	○	
1.60	1.90	3.40	3.70	3.05	〃	〃	〃	〃	〃	H6.4.1	○	○	○	
2.50	2.80	3.65	3.90	1.73	H25.9.16	〃	〃	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
1.30	1.60					〃	〃	有線 自動応答	(0178) 27-0126	H6.4.1				
				4.04	H23.9.22	毎時	毎時	河川砂防 施設課職員	(0178) 27-5151	H15.2.20	○	○		
				6.23	H18.10.8	〃	〃	〃	〃	〃	○	○		
						10分毎	10分毎	〃	〃	H16.4.1				
				3.87	H23.9.22	毎時	毎時	〃	〃	H15.2.20	○	○		
3.50	3.80	6.90	7.30	5.85	H6.9.16	10分毎	10分毎	河川砂防 施設課職員	(0176)23- 4311	S31.4.1	○	○	○	
3.60	3.90	6.60	7.10	5.06	H19.9.17	〃	〃	〃	〃	H11.4.1	○	○	○	
2.20	2.50	6.10	6.70	3.58	H10.10.2	〃	〃	〃	〃	H6.4.1	○	○	○	
2.20	2.50	3.50	3.90	3.78	H19.9.7	〃	〃	〃	〃	S58.6.23	○	○	○	
2.50	2.80	3.30	3.60	3.82	〃	〃	〃	〃	〃	H6.4.1	○	○	○	
1.20	1.50			2.62	H11.10.28	〃	〃	〃	〃	〃	○	○	○	
1.20	1.50			2.18	H25.9.16	〃	〃	〃	〃	H12.4.1	○	○	○	
1.10	1.40			2.06	H23.9.22	〃	〃	〃	〃	H11.4.1	○	○	○	
1.00	1.30			1.30	〃	〃	〃	〃	〃	H12.4.1	○	○	○	
1.00	1.30			1.96	〃	〃	〃	〃	〃	H11.4.1	○	○	○	

(県水防計画P.174~177より抜粋)

表5-2 潮位観測所（平成28年1月現在）

所属名	観測所	対象海岸名	所在地	管理者
国土交通省	八戸港	太平洋	八戸市大字鮫町字鮫	国土交通省 八戸港湾・空港整備事務所

第5章 水位等の観測、通報及び公表

観測		観測方法	緯 度	経 度	零点高	観測 状況	観測開始 年月日	備 考
氏名	連絡方法							
保全課	(0178)22-9394	浮標式	40° 32'	141° 33'	-1.012	常時	S38.4.7	資料は事務所に保存

(県水防計画P.182, 183より抜粋)

第2節 雨量の観測及び通報

1. 雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所は、表5-3のとおりである。

2. 雨量の通報

各地域県民局長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報し、県水防本部はその情報を関係する地域県民局に通報するものとする。県水防本部に観測データが送信されている観測所については通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合はあらゆる手段を尽して通報するよう努める。

表5-3 雨量観測所（平成28年1月現在）

ア 国土交通省 青森河川国道事務所

観測所名	対象河川		所在地
	水系名	河川名	
五日市	馬淵川	馬淵川	岩手県岩手郡葛巻町字江刈第23地割54-1
小屋瀬	〃	山形川	〃 〃 葛巻町字葛巻28地割22-5
姉帯	〃	馬淵川	〃 二戸郡一戸町大字姉帯字馬場31-15
平糠	〃	平糠川	〃 〃 一戸町大字平糠字東127-96
妻の神	〃	龍頭川	〃 〃 一戸町大字中里字中里93-2
荒沢	〃	安比川	〃 八幡平市荒屋新町314-41
手倉森	〃	〃	〃 二戸市浄法寺町手倉森67
小祝	〃	白鳥川	〃 〃 大字白鳥字小田沢38
上斗米	〃	十文字川	〃 〃 大字上斗米字元六130
夏坂	〃	熊原川	三戸郡田子町大字夏坂字夏坂117-1

イ 青森地方气象台（特別気象観測所）

観測所名	対象河川		所在地
	水系名	河川名	
特別地域気象観測所			
八戸	馬淵川	馬淵川	八戸市大字湊町字館鼻
地域気象観測所			
十和田	奥入瀬川	奥入瀬川	十和田市大字相坂字相坂
三戸	馬淵川	馬淵川	三戸郡三戸町大字川守田字寺ノ沢
地域雨量観測所			
戸来	五戸川	五戸川	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下

第5章 水位等の観測、通報及び公表

※ HP : インターネット (青森県河川砂防情報提供システム)
 携帯 : 携帯電話 (青森県河川砂防情報提供システム)
 メール : 携帯メール (洪水お知らせメール)

連絡員		測器種類	高度 (TPm)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
		レベル	480	10分毎	10分毎	(自) S45.3	○	○	○	
		〃	510	〃	〃	(自) S45.3	○	○	○	
		〃	196	〃	〃	(自) S32.4	○	○	○	
		〃	280	〃	〃	(自) S43.6	○	○	○	
		〃	250	〃	〃	(自) S45.3	○	○	○	
		〃	380	〃	〃	S13.1 (自) S26.9	○	○	○	
		〃	330	〃	〃	(自) S45.4	○	○	○	
		〃	200	〃	〃	(自) S46.4	○	○	○	
		〃	80	〃	〃	(自) S46.4	○	○	○	
		〃	232	〃	〃	S34.8 (自) S43.6	○	○	○	

(県水防計画 P.146, 147 より抜粋、加筆修正)

観測員		測器種類	高度	観測状況	観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法					HP	携	メール	
青森地方 気象台	(017) 741-7411	地上気象 観測装置	27	10分毎	S11.7.1	○	○	○	
〃	〃	有線ポット 気象計	42	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 16	○	○	○	四要素 : 降水量、気温、 風向風速、日照時間
〃	〃	〃	60	〃	(雨) S49. 11. 1 (四) S51. 11. 28	○	○	○	〃
〃	〃	〃	125	〃	S53. 8. 21	○	○	○	降水量

(県水防計画 P.148~151 より抜粋、加筆修正)

ウ 青森県 県土整備部

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所
		水系名	河川名		
三八	日計	馬淵川	馬淵川	八戸市大字河原木	八太郎ヶ丘公園
	福地	〃	〃	南部町大字苔米地字蒼前 10-1	河川敷
	玉掛	〃	〃	〃 大字沖田面字下村 33	南部町老人福祉センター
	桜沢	〃	浅水川	八戸市大字尻内町字根岸河原 3-1	河川敷
	浅水	〃	〃	五戸町大字浅水字六角 44-2	〃
	西越	〃	〃	新郷村大字西越字林ノ前 47-1	〃
	野沢	〃	〃	〃 大字西越字温泉沢 14-6	〃
	鳥舌内	〃	如来堂川	南部町大字鳥舌内字上大防 11-1	南部町公園
	沢田	〃	熊原川	三戸町大字豊川字上村中 23-1	旧三戸町立豊川小学校
	下田子	〃	〃	田子町大字田子	河川敷
	上郷	〃	〃	〃 字平成田 329	〃
	川向	〃	種子川	〃 川向	〃
	大黒森	〃	〃	〃 大字田子字川代ノ上ミ 66-3	田子町所有地
	是川	新井田川	新井田川	八戸市大字是川字堀田 6-1	河川敷
	島守	〃	〃	〃 南郷区大字島守字十文字 50-1	市有地
	南郷	〃	頃巻川	〃 南郷区大字市野沢字黒坂 7-2	〃
	階上	〃	松館川	階上町大字鳥屋部字高道添 2-5	階上町中央体育館
	道仏	〃	〃	〃 大字道仏字横沢 15-4	階上町道仏公民館
	小軽米	〃	雪谷川	岩手県九戸郡軽米町大字小軽米	町有地
	伊保内	〃	瀬月内川	〃 〃 九戸村大字伊保内字南田 25-93	村有地
	尻引	五戸川	五戸川	八戸市大字市川字赤畑 14-1	河川敷
	北市川	〃	〃	五戸町大字上市川字中坪 1-1	五戸町川内支所
	川原町	〃	〃	〃 字八景 47	河川敷
	又重	〃	〃	〃 大字倉石又重字伊藤谷地 142	〃
	間木ノ平	〃	〃	新郷村大字戸来字雨池 11-98	村有地
	世増	新井田川	新井田川	八戸市南郷区大字島守崩向 10-3	世増ダム管理所
	外川目	〃	瀬月内川	岩手県軽米町大字軽米第 20 地割字外川目 257-4	県有地
	葉ノ木沢	〃	〃	〃 九戸村大字江刺家第 18 地割字葉ノ木沢 76-3 地先	道路敷
	下平	〃	〃	〃 〃 大字戸田第 13 地割字下平 13	県有地
	戸田	〃	〃	〃 〃 〃 第 4 地割字高屋敷 10-313	〃

第5章 水位等の観測、通報及び公表

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 施設課職員	(0178) 27-5154	レベル	33	10分毎	10分毎	H10.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	11	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	27	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	20	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	55	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	117	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	190	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	165	〃	〃	H13.10.1	○	○	○	
〃	〃	〃	60	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	78	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	151	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	120	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	710	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	6	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	47	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	231	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	146	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	35	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	195	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	12月上旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	285	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	8	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	23	〃	〃	H14.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	51	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	90	〃	〃	H13.4.19	○	○	○	
〃	〃	〃	300	〃	〃	H10.4.1	○	○	○	
〃	〃	〃	125	〃	〃	H15.2.20	○	○	○	
〃	〃	〃	295	毎時	毎時	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	245	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	350	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	430	〃	〃	〃	○	○	○	

(県水防計画P.156,157より抜粋)

地域 県民局	観測所名	対象河川		所在地	設置場所
		水系名	河川名		
上北	十和田県土整備	奥入瀬川	奥入瀬川	十和田市西十二番町 20-12	上北地域県民局
	鶴喰	〃	〃	六戸町犬落瀬字長漕 147-2	河川敷
	湊沢	〃	〃	十和田市大字奥瀬字栃久保 114-18	市有地
	焼山	〃	〃	〃 大字法量字栃久保 182	河川敷
	指久保	〃	後藤川	〃 滝沢字上財ノ川原 18-13	道路
	藤島	〃	藤島川	〃 米田字平山向 86-2	河川敷
	石渡	〃	熊ノ沢川	〃 大字法量字北向 6-12	〃
	仙ノ沢	〃	片淵川	〃 奥瀬字中通 53-2	〃
	立惣辺	〃	惣辺川	〃 〃 字栃久保 11-346	奥瀬財産区
	宇樽部	〃	宇樽部川	〃 〃 字十和田湖畔休屋 384-2	市有地

エ 青森県農林水産部

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
迷ヶ平	五戸川	五戸川	新郷村大字戸来	
又木戸	〃	三川目川	〃 〃	又木戸ダム
二ノ倉	〃	五戸川	〃 〃	二ノ倉ダム
戸来岳	〃	三川目川	〃 〃	
夏坂	馬淵川	熊原川	田子町大字夏坂	夏坂ダム
花木	〃	杉倉川	〃 大字遠瀬	花木ダム
四和	奥入瀬川	後藤川	十和田市大字滝沢	四和ダム
指久保ダム	〃	〃	十和田市大字滝沢字財ノ川原 21-36	指久保ダム
ダム上流	〃	〃	新郷村大字戸来字石無坂 10-5	〃

オ 東北電力青森支店

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
小中島	馬淵川	馬淵川	三戸町大字梅内字川原 57	小中島発電所
青撫	奥入瀬川	十和田湖	十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林 68 林班ノ小班地内	十和田発電所青撫取水口
焼山	〃	奥入瀬川	〃 大字奥瀬字蔦国有林 112 林班	十和田発電所
蔦	〃	蔦川	〃 〃 115 林班ノ小班地内	十和田発電所蔦川取水口
黄瀬	〃	黄瀬川	十和田市大字奥瀬字黄瀬山国有林 93 林班ノ小班地内	十和田発電所黄瀬取水口

第5章 水位等の観測、通報及び公表

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	公表(※)			備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		HP	携帯	メール	
河川砂防 施設課職員	(0176)23-4311	レベル	65	10分毎	10分毎	H11. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	19	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	154	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	220	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	262	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	146	〃	〃	〃	○	○	○	
〃	〃	〃	110	〃	〃	H11. 4. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	113	〃	〃	H12. 4. 1	○	○	○	
〃	〃	〃	520	〃	〃	H11. 4. 1	○	○	○	11月下旬～4月下旬 冬期間観測休止
〃	〃	〃	434	〃	〃	〃	○	○	○	〃

(県水防計画P.160, 161より抜粋)

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		
二ノ倉ダム 管理人	(0178) 78-2126	レベル		9時	毎時	S46.8.11	
又木戸ダム 管理人	(〃) 78-2217	自記		〃	〃	S54.5.30	
二ノ倉ダム 管理人	(〃) 78-2126	〃		〃	〃	〃	
又木戸ダム 管理人	(〃) 78-2217	レベル		〃	〃	〃	
夏坂ダム 管理人	(0179) 33-1220	自記		〃	〃	S49.4.1	
花木ダム 管理人	(〃) 33-1253	〃		〃	〃	S42.3.31	
四和ダム 管理人	080- 2826-2211	自記		〃	〃	S44.4.26	
指久保ダム 管理人	(0176) 28-2860	レベル		〃	〃	H23.1.1	
〃	(0176) 28-2860	〃		〃	〃	〃	

(県水防計画P.164, 165より抜粋)

(資料は東北電力青森支店に保存)

連絡員		測器種類	高度(m)	観測状況		観測開始年月日	備考
氏名	連絡方法			定時	強雨時		
職員	社内専用電話	レベル	43	9時	指示	S29.2.1	
〃	〃	〃	403	〃	〃	S30.5.1	
〃	〃	〃	210	〃	〃	S23.12.1	
〃	〃	〃	409	〃	〃	S23.7.1	
〃	〃	〃	407	〃	〃	S52.1.1	

(県水防計画P.164, 165より抜粋)

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

・海の防災情報 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【携帯版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

・潮位観測情報 <http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

・波浪観測情報 <http://www.jma.go.jp/jp/wave/>

(4) 青森県

青森県河川砂防情報システム

・雨量・水位・ダム <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

【携帯版】 <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/>

【スマートフォン】 <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/>

〈洪水お知らせメール〉

県内で大雨が降ったときや河川の水位が上昇したときに、登録者に対して自動的に携帯電話などにメールを送信する。下記のURLから登録サイトにアクセスし、希望の水位・雨量観測所、メールアドレス、名前を登録することでメールを受信することができる。

<http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

【携帯版】 <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/>

【スマートフォン】 <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/>

(5) 八戸市

〈ほっとスルメール〉

市では災害や犯罪に強い安全な地域づくりを目指し、平成20年2月1日から「八戸市安全・安心情報メール配信サービス」愛称「ほっとスルメール」を実施している。配信内容には、洪水予報等の緊急情報や気象情報等も含まれるため、この配信サービスに登録することで、水防に関する迅速な情報を得ることができる。

<http://anshin.city.hachinohe.aomori.jp/anshinPub/>

【携帯版】 anzenjoho@anshin.city.hachinohe.aomori.jp

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

1. 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要な河川区間のダム及び水門等は、表7-1のとおりである。ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

また、樋門・樋管一覧は資料13のとおりである。

表7-1 ダム・水門等一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
世増ダム	新井田川	八戸市南郷区大字島 守字崩向10-3		青森県	三八地域県民局地域整備部 河川砂防施設課	(0178)27- 5151	

(県水防計画P.174, 175より抜粋)

2. 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

水防上重要な河口部及び海岸部の水門及び閘門は、表7-2のとおりである。河口部及び海岸部の水門及び閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門及び閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

表7-2 河口部・海岸部の水門・閘門一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
市川防潮堤 陸閘	五戸川	八戸市大字市川町字 浜30-1		青森県	三八地域県民局地域整備部 八戸港管理所	(0178)21- 2370	

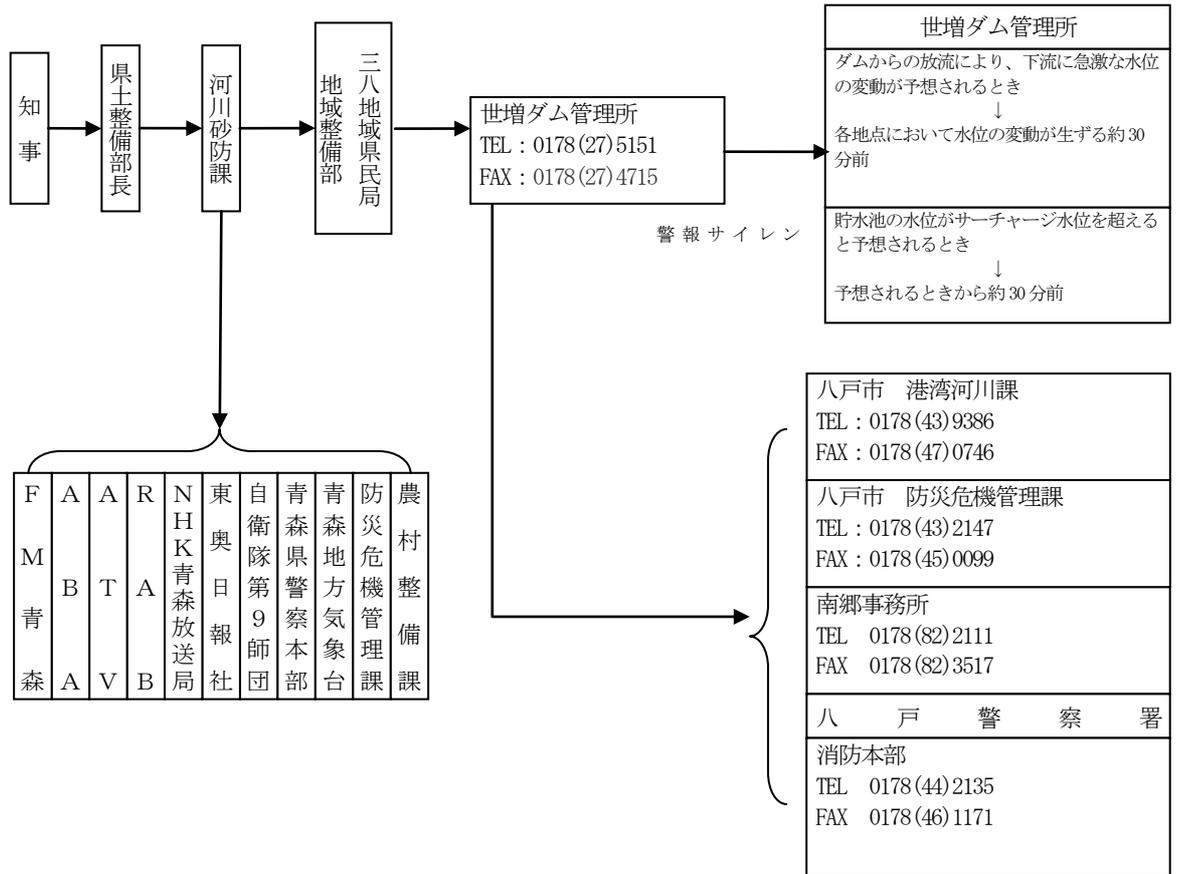
第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を所管地域県民局、市、警察署、消防本部等に迅速に連絡するものとする。

第3節 連絡系統

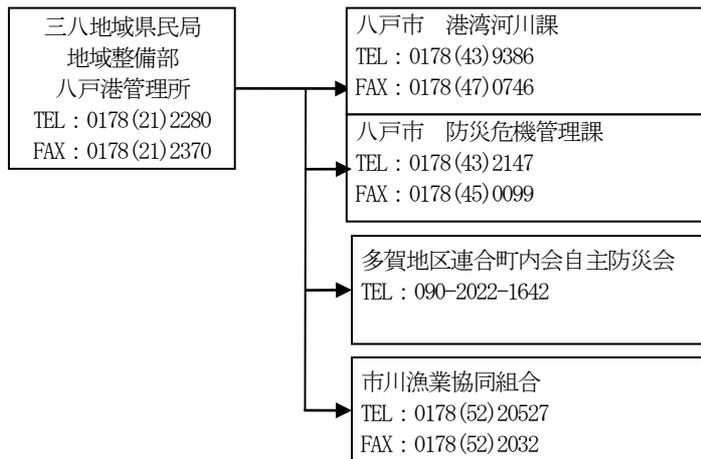
下記の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして連絡する。

(1) 世増ダム連絡系統図



(県水防計画P. 99, 100 参考)

(2) 市川防潮堤陸閘連絡系統図



第8章 通信連絡

第1節 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかを分かるようにしておく。

地域防災計画【風水害編】第4章第3節「通信連絡」より、その他の通信連絡手段、使用方法を抜粋して記載する。

1. 通信連絡手段

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、市内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

2. 連絡方法

- (1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

3. 通信連絡

(1) 県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア 災害時優先電話

- (ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障を来さないよう、災害時優先電話（防災危機管理課設置）を利用して通信連絡を行う。

(イ)各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

(ロ)避難所は、特設公衆電話を設置し避難者の安否確認等のための通信連絡手段を確保する。

○特設公衆電話設置箇所 市内各公民館

イ 非常・緊急通話及び電報

災害時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電話、電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して接続又は配達することとなっており、これらの非常・緊急通話（“102番”交換手扱い接続）・電報を活用して通信連絡を行う。

(平成 29 年 1 月現在)

通信 依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信 電話株 八戸支店	非常通話 緊急通話	43-2111	行政管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申込み受付番号は 102 番。 ・申込みの際の通告事項（通話の種類、発信機関名、発信・通信先電話番号、通話内容）
	非常電報 緊急電報			<ul style="list-style-type: none"> ・申込み受付番号は 115 番。 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保するものとする。

ア 市有無線設備

次の市有無線設備は、別に定める無線運用要領に基づいて運用するものとする。

【移動系無線】

(平成 29 年 1 月現在)

無線の種類別	呼出名称	周波数及び 空中線電力	台数	設置課
基地局	ぼうさいはちのへ	466.825・466.775MHz 10W	1 局	防災危機管理課
車載無線	ぼうさいはちのへ 1~15	466.825・466.775MHz 5W	15 台	防災危機管理課他
携帯無線	ぼうさいはちのへ 101~111	466.825・466.775MHz 5W	11 台	各市民サービスセンター他
〃	ぼうさいはちのへ 112~114	466.825MHz 1W	3 台	防災危機管理課
基地局	ぼうさいはちのへなんごう	466.95MHz 20W	1 局	南郷事務所
車載無線	ぼうさいはちのへなんごう 1~8	466.95MHz 25W	8 台	〃
携帯無線	ぼうさいはちのへなんごう 20~22、30、31	466.95MHz 10W、5W	5 台	〃
携帯無線 (MCA 無線)	—	800MHz 帯 2W	2 台	防災危機管理課 南郷事務所

【避難所通信システム】

(平成 29 年 1 月現在)

無線種類	設置場所	個別番号	周波数及び空中線電力	台数
MCA 無線機 (統制局)	八戸市庁舎 (防災危機管理課)	5 0 0	800MHz 帯 2W	1 台
MCA 無線機 (可搬局)	多賀小学校	5 0 1		1 台
	多賀台小学校	5 0 2		1 台
	市川中学校	5 0 3		1 台
	市川公民館	5 0 4		1 台
	北稜中学校	5 0 5		1 台
	根岸小学校	5 0 6		1 台
	根岸公民館	5 0 7		1 台
	日計ヶ丘小学校	5 0 8		1 台
	高館小学校	5 0 9		1 台
	城北小学校	5 1 0		1 台
	下長小学校	5 1 1		1 台
	下長中学校	5 1 2		1 台
	下長公民館	5 1 3		1 台
	城下小学校	5 1 4		1 台
	三八城公民館	5 1 5		1 台
	八戸小学校	5 1 6		1 台
	第二中学校	5 1 7		1 台
	江陽小学校	5 1 8		1 台
	江陽中学校	5 1 9		1 台
	江陽公民館	5 2 0		1 台
	小中野小学校	5 2 1		1 台
	小中野中学校	5 2 2		1 台
	小中野公民館	5 2 3		1 台
	県立八戸盲学校・聾学校	5 2 4		1 台
	柏崎小学校	5 2 5		1 台
	第三中学校	5 2 6		1 台
	柏崎公民館	5 2 7		1 台
	総合教育センター	5 2 8		1 台
	福祉公民館	5 2 9		1 台
	湊小学校	5 3 0		1 台
	湊中学校	5 3 1		1 台
	湊公民館	5 3 2		1 台
	白銀小学校	5 3 3		1 台
白銀中学校	5 3 5		1 台	
白銀公民館	5 3 6		1 台	
白銀南公民館	5 3 7		1 台	
鮫小学校	5 3 8		1 台	
鮫中学校	5 3 9		1 台	
鮫公民館	5 4 0		1 台	
八戸シーガルビューホテル	5 4 1		1 台	
種差小学校	5 4 2		1 台	
金浜小学校	5 4 3		1 台	
南浜中学校	5 4 4		1 台	
南浜公民館	5 4 5		1 台	
三条小学校	5 4 6		1 台	

第8章 通信連絡

無線種類	設置場所	個別番号	周波数及び空中線電力	台数
MCA 無線機 (可搬局)	三条中学校	5 4 7	800MHz 帯 2W	1台
	上長公民館	5 4 8		1台
	明治小学校	5 4 9		1台
	明治中学校	5 5 0		1台
	館公民館	5 5 1		1台
	長者小学校	5 5 2		1台
	函南小学校	5 5 3		1台
	長者中学校	5 5 4		1台
	長者公民館	5 5 5		1台
	根城中学校	5 5 6		1台
	根城公民館	5 5 7		1台
	田面木公民館	5 5 8		1台
	白山台中学校	5 5 9		1台
	白山台公民館	5 6 0		1台
	吹上小学校	5 6 1		1台
	第一中学校	5 6 2		1台
	吹上公民館	5 6 3		1台
	是川小学校	5 6 4		1台
	是川公民館	5 6 5		1台
	新井田小学校	5 6 6		1台
	大館公民館	5 6 7		1台
	旭ヶ丘小学校	5 6 8		1台
	旭ヶ丘会館	5 6 9		1台
	東中学校	5 7 0		1台
	東公民館	5 7 1		1台
	八戸市東体育館	5 7 2		1台
	八戸市公民館	5 7 3		1台
	南部会館	5 7 4		1台
	八戸ポータルミュージアム	5 7 5		1台
	市野沢小学校	5 7 6		1台
	中沢中学校	5 7 7		1台
南郷公民館	5 7 8	1台		
島守小学校	5 7 9	1台		
田代小・中学校	5 8 0	1台		
計				79台

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用することとし、この利用にあたって必要な手続等については、あらかじめ協議し定めておくこととする。

(平成26年3月現在)

無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防救急無線	八戸消防本部	田向字松ヶ崎 7-8	防災危機管理課長	
警察無線	八戸警察署	城下一丁目 16-25	〃	交番、駐在所の設備を含む ※東北地方非常通信協議会 設定ルート
東北電力無線	東北電力㈱ 八戸営業所	堤町 11-2	〃	※東北地方非常通信協議会 設定ルート
国土交通省無線 (八戸出張所)	青森河川国道事務所 八戸出張所	長苗代二丁目 5-8	〃	〃
国土交通省無線 (八戸国道出張所)	青森河川国道事務所 八戸国道出張所	下長一丁目 5-4	〃	
東日本電信電話㈱ 無線	東日本電信電話㈱ 青森支店	青森市堤町二丁目 6-27	〃	災害対策・設備マネジメント 担当課長
海上保安部無線	八戸海上保安部	築港街二丁目 16	〃	
防災相互通信用無線	八戸港安全協議会 各事業所 (石油基地含む)	築港街二丁目 16 (八戸海上保安部内)	〃	
水道無線	水道企業団	南白山台一丁目 11-1	〃	

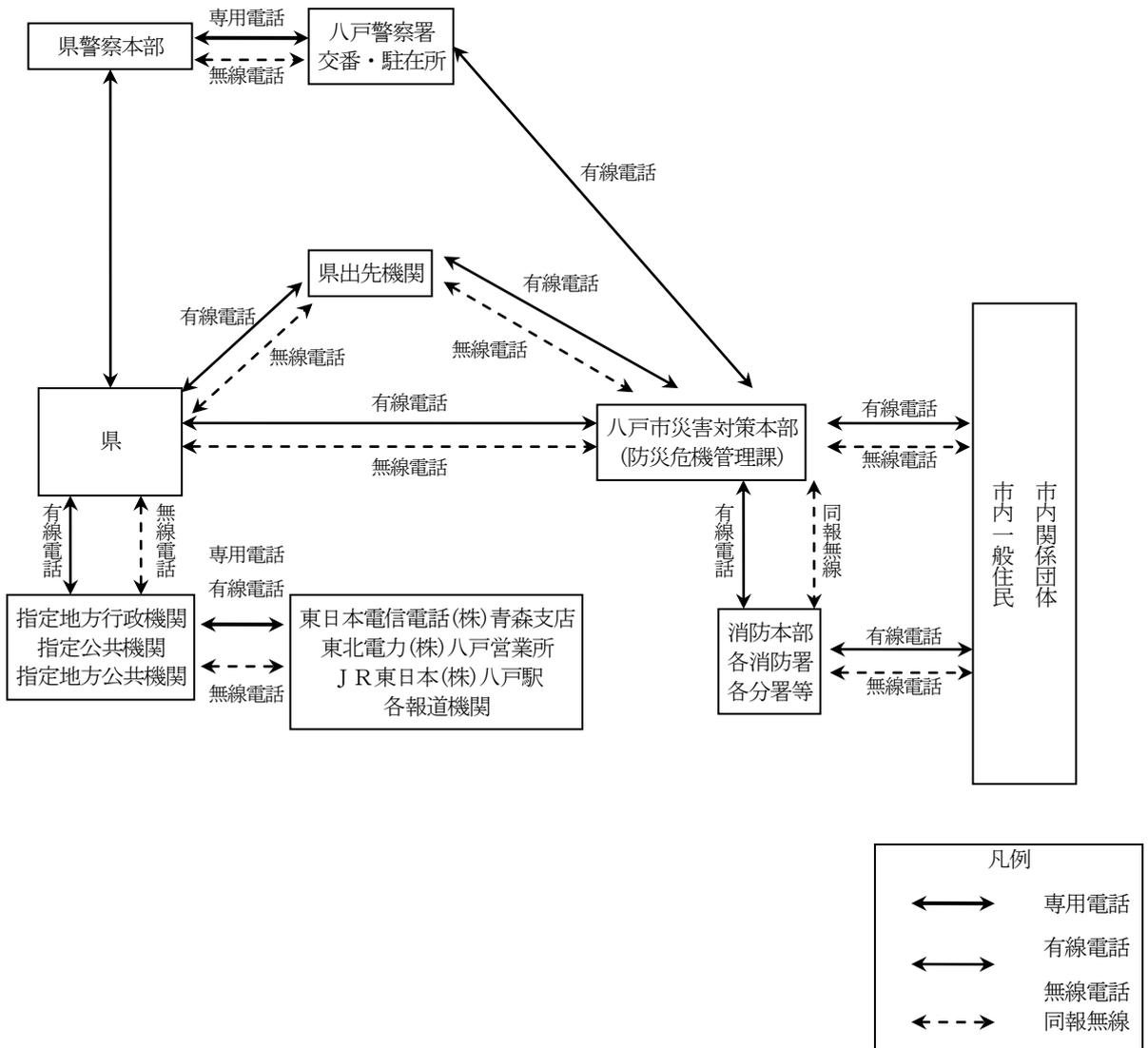
(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図ることとし、この利用にあたって必要な手続等については、あらかじめ協議し定めておくこととする。

(平成26年3月現在)

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
警察電話	八戸警察署	城下一丁目 16-25	防災危機管理課長	交番、駐在所の設備を含む
航空保安電話	東京航空局 三沢空港事務所	三沢市下夕沢 83-198	〃	
海上保安電話	八戸海上保安部	築港街二丁目 16	〃	
鉄道電話	J R 八戸駅	尻内町字館田 2-2	〃	
電気事業者電話	東北電力㈱八戸営業所	堤町 11-2	〃	

(5) 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

(地域防計画【風水害編】P.131に加筆修正)

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1. 水防倉庫の資器材備蓄状況

(1) 水防倉庫及び備蓄資器材一覧(平成28年1月現在)

ア 県水防倉庫備蓄状況

地域県民局	水防倉庫名	水防倉庫所在地	設置年度	規模(㎡)	器 材									
					ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ鍬(丁)	唐鍬(丁)	ペンチ(丁)	おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)
備蓄基準					(5)	(100)	(6)	(3)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(10)
三八	兔内	五戸町大字切谷内字兔内	S47	115	29	128	6	3	5	5	10	7	31	10

イ 県臨時水防倉庫備蓄状況

地域県民局	臨時倉庫名	臨時倉庫所在地	専用兼用の区分	器 材										
				ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ鍬(丁)	唐鍬(丁)	ペンチ(丁)	おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)	
八戸港管理	石油基地詰所	八戸市豊洲 2-5	兼											
三八(漁港)	八戸漁港(館鼻)	八戸市新湊 3-14	〃											

ウ 市水防倉庫備蓄状況

地域県民局	河川名	水防倉庫名	水防倉庫所在地	水防倉庫管理者	設置年度	規模(㎡)	器					
							ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ鍬(丁)	唐鍬(丁)	ペンチ(丁)
備蓄基準								(10)	(3)	(1)	(3)	(3)
三八	新井田川	新井田水防センター	八戸市大字田向字向河原 32-3	八戸市	H9	63	4	66	4	1	3	6
	五戸川	市川	〃 大字市川字赤畑 19-3	〃	S58	13		9	3	1	3	2
	馬淵川	馬淵川水防センター	八戸市尻内町字上川原 54-1	〃	H26	27		80	3			4

第9章 水防施設及び輸送

資材												照明具(台)	携帯無線機(台)	水防資器材 管理担当者
丸太(本)	鋼棒(本)	ビニール袋(袋)	塩ビパイプ(本)	ビニールシート(枚)	なわ(丸)	ロープ(m)	鉄線(kg)	小車(台)	オイルフェンス(m)	オイルマット(枚)	その他			
(100)	(200)	(20,000)		(200)	(40)	(500)	(100)	(5)				(5)		
209	240	20,000	10	549	49	500	100	10	292	1,100	大型どこのう 170袋			河川砂防施設 課長

(県水防計画P.126～P.127より抜粋)

資材												照明具(台)	携帯無線機(台)	水防資器材 管理担当者
丸太(本)	鋼棒(本)	ビニール袋(袋)	塩ビパイプ(本)	ビニールシート(枚)	なわ(丸)	ロープ(m)	鉄線(kg)	小車(台)	オイルフェンス(m)	オイルマット(枚)	その他			
									400	7,100				管理担当
									840	6,600	中和剤70缶、 他			〃

(県水防計画P.126～P.127より抜粋)

材				資材										照明具(台)	携帯無線機(台)	水防資器材 管理担当者
おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)	丸太(本)	空俵(俵)	ビニール袋・麻袋(袋)	かます(俵)	ビニールシート(枚)	なわ(丸)	鉄線(kg)	ロープ(m)	小車(台)	その他			
(3)	(3)	(5)		(100)		(5,000)			(20)	(20)				(3)		
10	5	20	2	100		3,200		50	20	20	200	6	オイルフェンス6本 吸着マット224枚	3		港湾河川課長
2	2	3		30		2,400		22	3	20						〃
				50		5,000		50		250	1,000					〃

(2) 国の水防資材備蓄状況

青森河川国道事務所（平成29年1月現在）

出張所名	保管場所	水防資材															
		土のう(袋)	大型土のう(袋)	ビニール土のう(袋)	耐候性大型土のう(袋)	水防マット(枚)	水防シート(枚)	鋼杭(本)	松杭(本)	木杭(本)	ビニール縄(巻)	鉄線(巻)	護床ブロック(個)	連節ブロック(個)	大型連節ブロック(個)	根固めブロック(個)	袋詰め根固め(袋)
八戸	馬淵川河川防災ステーション		510	6,150	1,000	16									1,212	496	270
	八戸出張所水防倉庫							910			10	50					
	馬淵大堰水防倉庫								94								
	長苗代資材置場											136					
	一日市資材置場												47	5,780	6	9	

(県水防計画P.136より抜粋)

(3) 河川防災ステーション

洪水時の水防活動に必要な土砂、資材を事前に備蓄しておくほか、人員及び物資輸送に必要な水防ヘリポートを備えた水防活動拠点として設置した河川防災ステーションは、下記に示すとおりである。

(平成29年1月現在)

名称	所管	設置場所	河川防災ステーションの概要			
			設置年	施設面積(m ²)	水防セクター	水防ヘリポート
馬淵川河川防災ステーション	青森河川国道事務所	八戸市大字尻内町字上川原	H26	16,400	○	○
新井田川河川防災ステーション	青森県	八戸市大字田向井字向河原32-3	H9	4,800	○	○

※水防センターとは、水防活動の現場指令室、水防資材を備蓄する水防倉庫、水防団の待機室等を有する施設をいう。

(県水防計画P.136より抜粋)

(4) 調達可能水防資材調書

備蓄財の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるための水防区域内一般民家、組合、商店、資材業者等の手持数量調査結果は次のとおりである。

(平成28年1月現在)

地域 県民局	住所	調達先	電話番号	麻袋(袋)	ビニール(袋)	かます(袋)	木杭(本)
三八	八戸市長苗代字前田 91-1	㈱青工八戸支店	(0178) 28-6116		5,000		
	八戸市卸センター 2-9-28	㈱角弘八戸支店	(〃) 28-4111		1,000		500
	八戸市卸センター 2-3-30	㈱吉田産業 八戸支店	(〃) 20-3111		5,300		
	五戸町大字切谷内 字菖蒲川 31-5	川内グリーンセンター あぐりす	(〃) 68-2415		1,000		

(県水防計画P.137より抜粋)

(5) 水防用土取場

国の土取場状況

事務所名	出張所名	土取場の住所	調達可能数量 (m ³)
青森河川国道事務所	八戸出張所 0178-28-2626	八戸市河原木字古川 (新大橋上流)	14,600
		八戸市大字石堂字前河原	1,140
		八戸市大字長苗代字藁河原	10,100
		八戸市沼館三丁目 (新大橋上流)	4,000
		八戸市沼館二丁目	1,000
		八戸市沼館三丁目	1,000
		八戸市大字売市字馬場河原	3,380

(県水防計画P.139より抜粋)

第2節 輸送の確保

市は、非常の際、資器材、作業員その他の輸送のため、トラック等の運搬手段の配備を計画しておくこととする。

(1) 輸送車両

市が所有する輸送車両は、別冊の資料編8のとおりである。

(2) 輸送の対象

- ア 被災者の避難に係る輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 負傷者等の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援用物資の輸送
- カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておくこととする。

ア 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 船舶による輸送 (輸送拠点は耐震強化岸壁として整備されている八太郎N岸壁を積極的に

活用する。)

自動車の輸送に準ずる。

なお、船舶の確保は次の順位により確保手続をとる。

(ア) 公共団体の船舶

(平成26年3月現在)

名称	所在地	連絡先	備考
青森県 (三八地域県民局地域整備部八戸港管理所)	八戸市大字河原木字北沼 1-131	21-2280	
青森県 (三八地方漁港漁場整備事務所)	八戸市大字河原木字北沼 1-131	21-1077	
青森県教育庁 (県立八戸水産高等学校)	青森市新町二丁目 3-1 (八戸市大字白銀町字人形沢 6-1)	017-722-1111 (0178-33-0023)	
東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所	八戸市沼館四丁目 3-19	22-9391~4	
八戸海上保安部	八戸市築港街二丁目 16	33-1221	
陸上自衛隊第9師団 (海上自衛隊第2航空群)	青森市大字浪館字近野 45	017-781-0161	

(イ) 海上運送業者の船舶

(ロ) その他自家用船舶

エ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ロ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所は次のとおりである。

(平成29年1月現在)

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
新井田川河川防災ステーションヘリポート (八戸市新井田川水防センター)	N40-29-23 E141-31-08	田向字向河原地内	4,800 m ²	市民病院隣接	ヘリ燃料備蓄
馬淵川河川防災ステーション (八戸市馬淵川水防センター)	N40-30-09 E141-25-47	尻内町字上川原地内	14,521 m ²	浅水川放水路脇	
東運動公園陸上競技場	N40-30-02 E141-32-52	湊高台八丁目 1	13,200 m ²	総合運動公園	八戸市東体育館
南郷陸上競技場	N-40-24-12 E-741-26-14	南郷区大字市野沢権現山内	21,560 m ²	公共施設地帯	南郷カントリーの森 エコーランド

オ 人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況（平成29年1月現在）

No.	所有者	登録番号	保管場所	備考
1	八戸市	八戸800 さ 7863	本庁	道路維持課
2	八戸市	八戸800 さ 7055	道路管理事務所	〃

(5) 応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援又は知事に対して自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

(6) その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1. 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理する。ただし、津波等の場合には、配備要員の安全確保を図ることとする。

(1) 配備基準

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 警報又は情報が発表され危険な状態が予想されるとき 2 特に市長がこの配備を指示したとき	1 防災危機管理課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は各種情報収集に努め、防災危機管理課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	1 休日等の勤務時間外は、防災危機管理課及び防災危機管理課から連絡を受けた関係課長及び関係課の災害対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備1 全庁をあげて対処する態勢	1 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 2 市長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 2 災害警戒対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 配備要員は、1号配備を強化する。 2 1号配備要員のほか、各部長・次長、課長及び各課の災害対策要員は、各部関係課からの連絡を受けて参集し、対処する。 (休日夜間等の勤務時間外も同様) なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備2 全庁をあげて対処する態勢	1 次の場合で市長が必要と認めたとき (1) 災害が市内に広域にわたり発生したとき (2) 市に相当規模の災害が発生したとき 2 特別警報が発表されたとき 3 市長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日夜間等の勤務時間外は、全職員が自主的に登庁し対処する。

(注) 1 「関係課」とは、市長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。

2 「災害対策要員」とは、各課長が災害の警戒及び応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

(地域防災計画【風水害編】P.24)

2. 消防団（水防団）の非常配備

(1) 消防団（水防団）の連絡体制

消防団（水防団）の連絡体制は表10-1のとおりである。

表10-1 消防分団



(地域防災計画【風水害編】P.118)

(2) 消防団（水防団）の非常配備

市は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団（水防団）を出動させ、又は出動の準備をさせる。その基準はおおむね次のとおりとする。

配置指令	配備状況	水防信号
待機指令	水防に関係ある気象の予報、特別警報、警報及び注意報が発せられ、洪水等の危険（高潮を含む）を察知した場合は、消防団（水防団）の少数の連絡員をもって、その後の情勢の把握に努め、連絡活動を行う。	
準備指令	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想された場合は、消防団（水防団）の団長並びに計画された班は、所定の詰所に集合し、資器材の整備と点検、ため池等の水防上必要な工作物の監視と操作、堤防の巡視等を行う。	
出動指令	河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき、高潮により波高が上昇し危険を認めるときは、全員出動して水防活動を行う。また、状況に応じてその区域の居住者に対して避難指令を発する。	第1号 第2号 第3号 第4号
解除	水位が氾濫注意水位を下がり、なお減水し、水防活動の必要を認めないと判断した場合、県水防支部長と協議の上、水防解除を行う。	
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防指令を発表する。		

※水防信号については、第11章第1節を参照

(県水防計画P.18)

第2節 巡視及び警戒

1. 平常時

市、消防団（水防団）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市に報告するものとする。

市、消防団（水防団）が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができる。

2. 出水時

(1) 洪水

市、消防団（水防団）は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川管理者に連絡する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

(2) 高潮

市、消防団（水防団）は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、海岸等の管理者に連絡する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、表10-2のとおりである。

その際、消防団（水防団）員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団（水防団）員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

表10-2 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現 在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	都市周辺河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川裏堤防斜面(川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める)	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹くい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ (洗掘)	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう。ロープ、鉄線、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごをたてて被覆する	急流河川 砂利砂防	鉄線蛇かご、詰め石くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うためくいを打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	（天端 上端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	（堤防斜面（裏のり））	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
		その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川
	水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（実務者のための「水防技術ハンドブック」）

第4節 警戒区域の指定

(法第21条)

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団（水防団）員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防団（水防団）員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団（水防団）員の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立ち退き

(法第29条)

ア 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、市は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、八戸市警察署長にその旨を通知する。

イ 市は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を三八地域県民局長に速やかに報告する。

ウ 市は、警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておく。

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1. 決壊・漏水等の通報

(法第25条)

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市、消防団（水防団）は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2. 決壊等後の措置

(法第26条)

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市、消防団（水防団）は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第7節 水防配備の解除

1. 市の非常配備の解除

市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、関係機関に通知する。

なお、配備を解除したときは、三八地域県民局を通じ県水防本部に報告する。

2. 消防団（水防団）の非常配備の解除

消防団（水防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、災害対策本部長が配備解除をしたときとする。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を報告する。

第11章 水防信号、水防標識

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

註 昭和45.4.14 青森県告示第239号

区分 方法	警 鐘	サイレン
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ 〇 〇 休止 休止
第2信号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ — 〇 — 〇 — 休止 休止
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ 〇 〇 休止 休止
第4信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ 〇 〇 休止 休止

- 備考1. 信号は適宜の時間継続すること
2. 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
3. 水防解除のときは、水防管理団体及び報道機関を通じて周知させる。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。（河川法第22条の2）

(1) 国の協力

東北地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 市に対して、河川に関する情報（馬淵川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの画像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- オ 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- カ 水防活動の記録（国管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報
- キ 河川に関する情報の提供

河川管理者から水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法は下表のとおりとする。

	情報提供の時期	伝達方法	備考
水位	常時	市町村向け 「川の防災情報」	
河川管理施設の操作状況に関する情報	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール	
CCTVの画像	常時	光ケーブル接続	接続済みの場合
	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	未接続の場合
ヘリ巡視の画像	ヘリ巡視時	光ケーブル接続	接続済みの場合
	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	未接続の場合

(県水防計画P.29)

(2) 県の協力

知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 市に対して、河川に関する情報（雨量・水位・ダム）の提供（第6章「気象予報等の情報収集」のとおり、青森県河川砂防情報提供システムによる）
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第2節 下水道管理者の協力

下水道班は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防のために次の活動を行う。（下水道法第23条の2関連）

- ア 下水道管理施設の操作状況に関する情報の提供
- イ 水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ウ 備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- エ 排水が必要な事態に際してのポンプ車の提供

第3節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）

今後、隣接する町村と応援が円滑、迅速に行われるよう、隣接する水防管理者等と情報共有体制等の構築に向け、相互協定について検討する。

第4節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。その方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。（法第22条）

第5節 自衛隊の派遣要請

市は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、青森県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。（自衛隊法第83条）

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、市長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨を災害派遣命令者（自衛隊の関係部局の長）に通知することができる。ただし、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第6節 国及び県との連携

1. 水防連絡会

市は、国及び県が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

2. ホットライン

市は、河川の水位状況について、国及び県とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

第7節 企業との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して別冊の資料編9の企業、団体と協定を締結している。

災害応援協定等の締結状況は下記のURLで公開されている。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/26,38429,81,264,html>

第8節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者等は、水防活動上必要があるときは、水防区域内の居住者又は水防の現場にいる者に対して水防活動に従事させることができる。（法第24条）

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、次の場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定めるものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1. 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市、消防団（水防団）は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市、消防団（水防団）にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

表	裏
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公用負担権限委任証</p> <p style="text-align: center;">所属 _____ 氏名 _____</p> <p>上記のものに対し 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 印</p>	<p style="text-align: center;">水防法（抜粋）</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</p>

3. 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

第 号	公用負担命令書		
1. 目的物	種類 _____		
	数量 _____		
2. 負担の内容	使用	収用	処分
		平成	年 月 日
_____ 様		水防管理者 _____	印 _____
		事務取扱者 _____	印 _____

4. 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償する。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

消防団（水防団）員が出動したときは、市は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ウ 警戒出動及び解散命令の時刻
- エ 団員の出動時刻及び人員
- オ 水防作業の状況
- カ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ 応援の状況
- コ 居住者出勤の状況
- サ 警察関係の援助の状況
- シ 現場指導の官公署氏名
- ス 立退きの状況及びそれを指示した理由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 殊勲水防団とその功績
- チ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

法第47条第1及び第2項に基づき、市は水防活動が終結したときは、その状況を資料14-1、14-2に示す様式により、水防活動実施後1週間以内に三八地域県民局を経由して県水防本部長に報告する。県水防本部長は市からの報告について国（東北地方整備局）に報告することになっている。

資料14-1 水防活動報告書様式(例)

水防活動実施報告書										
平成 年 月 日 作成責任者										
出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出入動数	水防団員	消防団員	その他	合計						
	人	人	人	人						
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法									
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵					住居者の 出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の 死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の 状況				
水防活動に関する 自己批判 備考										
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。										

資料 14-2 水防活動報告書様式 (例)

**平成27年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成27年8月〇日～〇日)**

〇概要

〇〇市消防団は、平成27年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土の積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

水防活動実施箇所
地図

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土の積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

第15章 水防訓練

市は、毎年、消防団（水防団）、消防機関及び水防協力団体が災害を未然にあるいは最小限度に防ぐための水防活動が行えるよう各工法の習熟や資器材の配備、点検などの水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水害対策については、県水防計画第7章「浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」に記載されている内容に準じる。内水、高潮については県の水防計画の改訂を受けて検討する。

第1節 洪水対応

1. 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

(1) 洪水浸水想定区域の指定状況(河川)

ア 国

機関名	水系名	河川名	洪水浸水想定区域公表時点	洪水浸水想定区域HPアドレス	関係市町村
青森河川国道事務所	馬淵川	馬淵川下流	H29.1.20	http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/mabechi.html	八戸市

(県水防計画P.207より抜粋)

イ 県

地域県民局等	水系名	河川名	洪水浸水想定区域公表時点	洪水浸水想定区域HPアドレス	関係市町村
三八	馬淵川	馬淵川中流	H17.6.24	http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/sinsuisoutei.html	八戸市、南部町、三戸町
		浅水川	H20.8.8		八戸市、五戸町、新郷村
	五戸川	五戸川	H20.8.8		八戸市、五戸町
	新井田川	新井田川	H22.4.30		八戸市
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	H19.5.7		八戸市、十和田市、おいらせ町

(県水防計画P.207より抜粋)

2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。(法第15条)

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設（(ア)又は(イ)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、本章第1節の5に記載の「要配慮者利用施設」のみである。洪水時には施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

なお、平成29年1月20日に馬淵川の洪水浸水想定区域（想定しうる最大規模の降雨による）の指定があったことから、上記の法第15条に規定する事項については、見直しを検討する

3. 洪水ハザードマップ

市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を浸水想定区域の町内会、要配慮者利用施設、学校等に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

ハザードマップは、下記URLで公開されている。

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/26,0,81,288,html>

4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表すること。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うこと。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告すること。市は、地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めることとなっている。

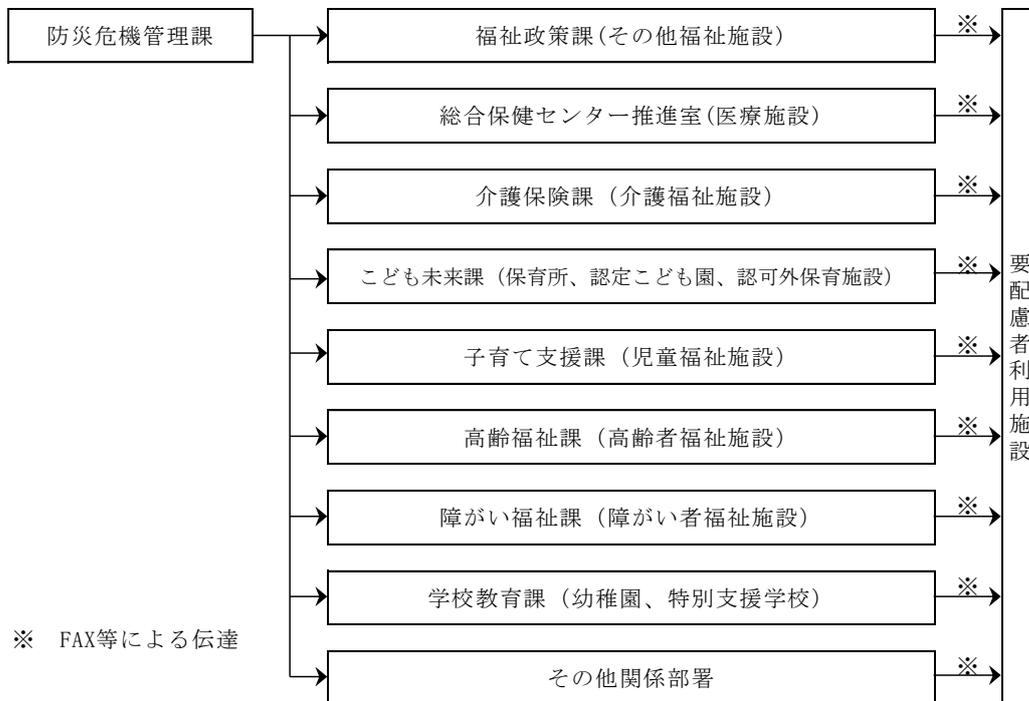
地下街については、当市に該当する箇所はない。

5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めること。市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めることとなっている。

地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は別冊の資料編10のとおりである。

(1) 伝達方法



(地域防災計画【風水害編】P.78)

6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めること。

市は、地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めることとなっている。

地域防災計画で定められている大規模工場等はない。

第2節 津波対応

1. 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）にのっとり、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとなっている。

津波災害警戒区域については、指定されていない。

2. 地域防災計画の拡充

防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めることになっている。（津波防災地域づくりに関する法律第54条）

- ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3. 防災マップ等の作成・周知

市では、最大クラスの津波により浸水するおそれのある区域や、土砂災害警戒区域、避難所の位置などを地図に示した防災マップを作成している。また、防災マップに記載した事項を、市ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

このほか、平成24年度に県で公表した最大クラスの津波の浸水想定をもとに津波避難ハンドブックを作成し、市内全世帯、全事業所に配布している。平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図っている。

防災マップは、下記URLで公開されている。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/26,23152,81,288,html>

津波避難ハンドブックは、下記URLで公開されている。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/26,58957,81,288,html>

4. 八戸市津波避難計画

市では、平成17年3月に八戸市津波避難計画を策定した。その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震と、それによって引き起こされた巨大津波による東日本大震災を受け、青森県が作成した2つのレベルの津波による浸水想定区域等を踏まえて、平成27年2月に計画を改訂した。

この計画は、津波から命を守るため、迅速かつ円滑に避難することを念頭に、ソフト面の津波対策である避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令等について定めたものである。

計画の周知については、津波避難計画をより活用しやすくするため、事業者向けの抜粋版と住民向けの津波避難計画図を作成し、学校、防災関係機関のほか、大津波警報発表時における避難対象地域内の全事業所と全戸に配布している。また、市ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

津波避難計画の津波避難計画図は、下記URLで公開されている。

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/26,8721,81,259,html>

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、法第36条に基づき、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

法第37条に定められる水防協力団体の業務は、以下のとおりである。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、法第38条に基づき、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、あらかじめ定めておく指定要領に基づき指定することとする。また指定の際は、併せて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、協力活動業務計画書等を定め、業務が適正かつ確実に行われるようにする。

水防協力団体については、今後検討していくこととする。